障がい者支援・えべつ21プラン

第7期障がい福祉計画 / 第3期障がい児福祉計画 令和6(2024)年度~令和8(2026)年度

> 令和6(2024)年3月 北海道江別市

はじめに

近年、わが国では「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を始めとした、様々な法整備や法改正が進められ、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化を続けています。

こうした動きの背景には、障がいのある方も普通に暮らし、地域の一員として生きる社会づくりを 目指していくことの重要性があげられます。また、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域 のつながりが希薄になる中で、障がい福祉のニーズはより一層多様化・複雑化しています。

本市においても、こうした情勢の変化を踏まえるとともに、障がい者福祉計画の基本理念である「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」をさらに推進し、全ての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを実現するための取組を進めていく必要があります。

このような中、本市では、障害福祉サービスや障害児通所支援など、障がいのある方に対するサービス提供体制充実への取組を推進するため、令和8年度を目標年度としてサービス見込量や数値目標等を定めた「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を「第5期障がい者福祉計画」(令和3年度~令和8年度)の実施計画として策定いたしました。

今後も、障がいのある方の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、その方が必要とする支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことができるよう、行政、市民の皆様、関係機関の皆様が一体となって障がい福祉施策の展開や発展に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、障がい福祉団体などからのヒアリングやパブリックコメントなどにご協力をいただきました多くの市民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

江列市县 後藤好人

目 次

第	1	章	計画策定に当たって	1
			†画策定の趣旨1	
	2	. =	†画の位置づけ	
			†画策定の基本的方向4	
			†画の期間7	
			†画の対象者7	
	6	. =	†画策定の過程8	
第	2	章	障がいのある方の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1		章がい者・障がい児の数9	
	2		章がい者・障がい児を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・26	
	3	. サ	t-ビス提供体制の現状 ······ 29	
第	3	章	障がい福祉施策などの進捗状況 · · · · · · 32	2
	1	. 第	9.5 期障がい者福祉計画に関する進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	. 第	66期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況・・・・・・・・・・・33	
	3	. 障	章害福祉サービスの実績	
	4	. 障	章害児通所支援等の実績	
	5	. 地	D域生活支援事業の実績 ······ 40	
	6	. 柞	目談支援体制の実績43	
第	4	章	障がい福祉の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	. 🖯	団体ヒアリングの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	. 誤	果題の整理47	
第	5	章	計画の基本的な考え方 49	9
	1	. 基	基本理念と基本目標·······49	
	2	. F -	†画の施策体系······ 50	

第6章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画
1. 令和8 (2026) 年度の成果目標
第7章 計画の実現に向けて
1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり ····································
資料編69
資料 1 障がい者支援・えべつ 2 1 プラン (第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画) 策定経過 71
資料 2 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿 72
資料 3 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱73
資料 4 江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱 74
資料 5 市民意見公募(パブリックコメント)の結果概要75
資料 6 特別支援学級設置状況 ······ 79
資料 7 江別市内障害福祉サービス等事業所一覧
資料 8 用語解説
【用語解説の参考資料】92
本文中の※印が記載されている用語は、用語解説を参照

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

江別市では、障がい者施策の推進のため、平成 27 (2015) 年 3 月には、「障害者基本法* (昭和 45 年法律第 84 号)」に基づく「第 4 期障がい者福祉計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下、障害者総合支援法*といいます。)」に基づく「第 4 期障がい福祉計画」を、平成 30 (2018) 年 3 月には、「第 5 期障がい福祉計画」と「児童福祉法* (昭和 22 年法律第 164 号)」に基づく「第 1 期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ 2 1 プラン」として一体的に策定し、各種施策の展開を図ってまいりました。

このうち、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「第5期障がい者福祉計画」の計画期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間となっています。また、障害福祉サービス*の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保する方策を示す「第6期障がい福祉計画」と、発達に不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込量等を定めた「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間となっています。このため、令和5(2023)年度をもって、現計画の見直しを迎えることとなりました。

近年の障がい者施策等に係る法整備としては、令和3(2021)年9月に、医療的ケア*児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止を目的として、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」が施行され、令和4(2022)年5月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号)」が施行されました。

また、令和3 (2021) 年4月には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」が施行され、「社会福祉法(昭和26年法律第45号)」が改正されました。

このほか、農林水産省では、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組を支援することにより、全国各地において様々な形での農福連携*の取組が行われています。

このような中で国では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を一部改正する告示(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)」(以下「基本指針」といいます。)が策定され、これを踏まえ本市では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を基本理念として、サービス提供体制整備への取組を推進するためのサービス見込量や数値目標等を定めた「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ21プラン(以下「本計画」といいます。)」として一体的に策定しました。

<障がい者施策をめぐる近年の法整備等>

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律■

医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止を目的とする法律です。「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が支援を行う責務を負うことを明文化しています。令和3(2021)年9月施行

■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 ■ 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律です。 障がい者の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化について定められています。 令和4 (2022)年5月施行

■社会福祉法■

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備に関する事項として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援が盛り込まれました。令和3(2021)年4月改正

■農福連携■

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って 社会参加を実現していく取組です。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけで はなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能 性もあります。

農林水産省では、令和元(2019)年6月に農福連携等推進ビジョンを策定し、農業の発展や障がい者等の一層の社会参加等を促進しており、近年、全国各地において、様々な形で農福連携の取組が行われています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障がい者・障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画で、「障がい者福祉計画」の実施計画と位置づけています。

計画の策定に当たっては、国の基本指針や道の計画等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「第7次江別市総合計画」や、「江別市地域福祉計画」、「江別市高齢者総合計画」、「江別市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画、「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」との整合を図ります。

江別市 北海道 第 形江 えべつ未 来 づくりビジョン〈 第 フ 次 江 別 市 総 合 計 画 〉 1 成別 期 事市 業生 ほ 江別市地域福祉計画(令和2~6年度) 計涯 つ 画活 か 躍 い \mathcal{O} どう障が 第え え 障が 第第別 江 ま 第7期 第 5 第3期障が 別 べつ市民健 9 10市 ち 2 っ 男育で支援事業計・安心コー ・安心コー 市 9期介護保険事業計画10期江別市高齢者保健福祉市高齢者総合計画 が者 期 期 (令和6年~ 成 (障がい 障が い 利年 え支 ベ援 福 用後 祉プ 促見 康づくりプラン 整合 福祉計 児福祉計 進制 (令和 ○進記 令基度 11 (令和 ラ 福祉計 令和6~8年 年度) 調和 21 和本 6 13 3 8 年 6 プラン 3 { 計 画 福 画 é 年 8 6計 17 6 年 祉 年 年画 年 計 度 度 度 21 度 画 度

障がい者福祉計画

障害者基本法に基づく市町村障害者福祉計画として策定するものです。市の障がい者・障がい児施策に関する基本計画として、施策の基本的方向性を明らかにするものです。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定するものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業[※]の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害 児福祉計画として策定するものです。 障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関 する事項を明らかにするものです。

障がい福祉プラン」が策定されます。画」の2つの計画が統合され、新たに「ほっかいどうに「北海道障がい者基本計画」と「北海道障がい福祉計

ı

ı

1

ı

I

1

Т

ı

ı

ı

ı

| |

3. 計画策定の基本的方向

(1) 計画策定の基本的な考え方

「第5期障がい者福祉計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」において、基本理念及び基本目標に共生社会の形成やノーマライゼーション*の推進等を掲げ、地域社会における共生の実現に向けた取組を行っています。

本計画策定の基本的な考え方として、前計画の基本理念や基本目標を尊重し、枠組み及び施策を継承することとしています。

また、国の基本指針や道の計画等を踏まえ、サービス見込量等の数値目標を定めるとともに、必要な事業を追加します。

(2)新制度への対応

本計画の基本理念、基本目標及び施策については、現行計画の基本的な考え方を踏襲しますが、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等、法改正に伴う部分については、基本施策の中に新たな事業を設定して対応します。

(3)計画策定の視点

今回の計画策定においては、現行の「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」 の施策の実施状況を点検、評価するとともに、関係団体へのヒアリング等を行い、その結果を踏まえて 計画を策定します。

(4) 江別版「生涯活躍のまち」構想との整合

平成 29 (2017) 年 3 月に策定した江別版「生涯活躍のまち」構想は、全ての江別市民が市外に転出することなく、生涯にわたって暮らし続けられるまちづくりの実現を目指すため、若年層や高齢者、障がい者等を含めた多様な主体との交流を図るとともに、市内 4 つの大学等、本市が有する特色ある地域資源を活用することで、様々な地域課題の解決に寄与する仕組みを構築しようとするものです。

この構想では、大麻地区にある札幌盲学校跡地の一部を拠点地域とし、拠点地域での活力ある地域づくりを中心としながら、周辺にある様々な社会資源(商店街、大学等)と連携することで、大麻地区全体で、将来的に江別市全体に取組を波及させる「タウン型モデル」として、アクティブシニア、若年層、障がい者等多様な主体がともに支え合う「共生のまち」を目指していくこととしています。そして、

拠点地域の隣接地に高等養護学校の誘致が実現した際には、より一層の相乗効果が見込まれてい ます。

また、この構想の具体的な事業内容等を詳細に定める計画として、令和 2(2020)年 3 月に 「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」を策定しました。この事業計画では、障がい者の就労や社 会活動、住まい、医療、介護、生活支援について一体的かつ継続的に提供する「生涯活躍のまち」 を整備することとしています。

このことから、本計画においては、江別版「生涯活躍のまち」構想及びその具体的な計画である「江 別市生涯活躍のまち形成事業計画」との整合を図りながら、障がいのある方に対応した地域包括ケ アの推進に努めます。

このほか、令和5(2023)年時点において、障がい者の就労環境向上を目的とした情報交換 会、合同説明会や見学会などを実施しています。

江別市生涯活躍のまち イメージ図

社会参加を促す仕組み (健康でアクティブな生活の実現)

- ・パン工房・レストラン、介護施設等での就労
- ・市内4大学との連携(食・健康講座、 スポーツ指導、農福連携、農業指導等)
- 拠点地域におけるボランティア[※]活動
- ・地域住民との多世代交流(イベント、買物)
- ・パークゴルフ場での交流、イベント利用

高等養護学校連携・障がい者支援 (江別市ならではの機能)

- ・拠点地域での実習・就業体験(施設・農園等)
- ・拠点地域での実習・就業体験(施設・農園・卒業後拠点地域で就職・定住(グループホー・拠点地域でのボランティア、イベント交流・就労継続支援A型事業所(パン工房、 • 卒業後拠点地域で就職・定住(グループホーム)

 - レストラン)の運営を通じた就労支援

地域交流拠点施設 (地域の多世代の住民との協働)

- ・ 地域交流拠点施設の設置・ 運営
- パン工房、レストラン(就労継続支援A型事 業所)
- •温泉入浴施設
- ・交流広場(入居者・地域住民等の利用)
- ・市内4大学学生のボランティア活動
- ・子育て支援拠点(企業主導型保育事業等)
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- 障がい者就労訓練グループホーム
- ・住み替え・移住希望に対する相談対応
- 介護老人福祉施設(特養)
- 介護老人保健施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所・市内病院等地域医療機関との連携

 - 地域包括ケア体制の推進
 - 生活相談支援

住まい・住み替え支援 (希望に応じた住み替えの推進) 介護・医療サービス (継続的なケアの確保)

(5) SDGsの視点

本計画は、SDGsの17の目標の視点を踏まえ、計画の施策体系や取組の整理を進めます。

SUSTAINABLE GEALS



SDGs (エスディージーズ) とは

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17 のゴールの中には、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」など、障がいのある方をとりまく環境に関連したものがあります。

これらのゴールを関係各機関との間で共通認識として持つことで計画を具体化し、より一層の連携 を深め、より良いまちづくりを進めます。

4. 計画の期間

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の計画期間は令和6 (2024) 年度から令和8 (2026) 年度までの3年間とします。

ただし、国や道の施策の動向や社会情勢の変化等に対応する必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
第4期障がい者福祉計画							第5	期障がい	\者福祉	計画	
	第4期 障がい福祉計画 第1期 障がい児福祉計画					障が	第6期 い福祉! 第2期 い児福祉		障が	第7期 い福祉! 第3期 い児福祉	

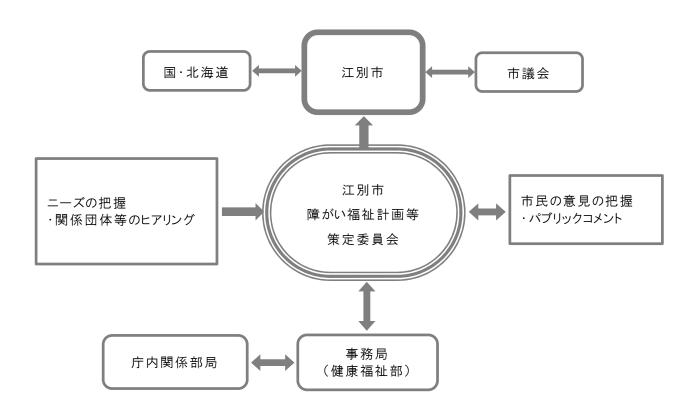
5. 計画の対象者

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法第4条」及び「障害者基本法第2条第1項」並びに「児童福祉法第4条第2項」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい[※]、高次脳機能障がい[※]を含む。)、難病[※]及びその他の発達上の課題があり、その障がい等と社会的障壁[※]のために、継続的に日常生活や社会生活において支援を必要とする方々を対象とします。

6. 計画策定の過程

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の策定に当たっては、学識経験者、障がい関連団体の代表者及び公募市民等により、江別市障がい福祉計画等策定委員会を設置し、具体的な検討や審議を行いました。

また、関係団体等へのヒアリングを実施しその結果を、計画策定のための資料として活用しました。 さらに計画案を広く市民に公表し意見等を求めるため、パブリックコメント(市民意見の公募)を実施し、その結果を踏まえ計画を策定しました。



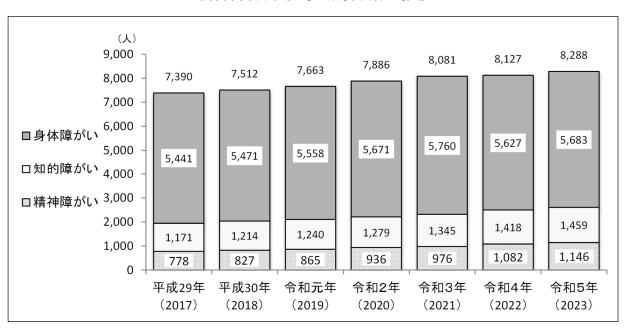
第2章 障がいのある方の現状

1. 障がい者・障がい児の数

(1)人口と障がい者数

江別市の身体障害者手帳等の所持者数(令和5(2023)年4月1日現在、18歳未満を含む、以下特に断りのない限り同様)は全体で 8,288 人、その内訳は身体障がい者 * が 5,683 人、知的障がい者 * が 1,459 人、精神障がい者 * が 1,146 人となっています。

総人口に占める割合は、身体障がい者は 4.78%、知的障がい者は 1.23%、精神障がい者は 0.96%となっており、知的障がいと精神障がいは増加傾向にあります。



身体障害者手帳等の所持者数の推移

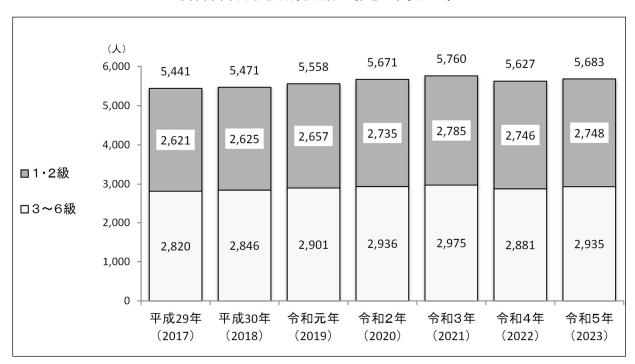
(単位:人、%)

区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	118, 979	118, 971	119, 510	119, 883	119, 777	119, 333	118, 776
身体障がい者	5, 441	5, 471	5, 558	5, 671	5, 760	5, 627	5, 683
総人口比	4. 57%	4. 60%	4. 65%	4. 73%	4. 81%	4. 72%	4. 78%
知的障がい者	1, 171	1, 214	1, 240	1, 279	1, 345	1, 418	1, 459
総人口比	0. 98%	1. 02%	1. 04%	1. 07%	1. 12%	1. 19%	1. 23%
精神障がい者	778	827	865	936	976	1, 082	1, 146
総人口比	0. 65%	0. 70%	0. 72%	0. 78%	0. 81%	0. 91%	0. 96%
障がい者計	7, 390	7, 512	7, 663	7, 886	8, 081	8, 127	8, 288
総人口比	6. 21%	6. 31%	6. 41%	6. 58%	6. 75%	6. 81%	6. 98%

※各障がい者数は手帳所持者数:各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口:各年10月1日現在

(2) 身体障がい者

身体障がい者は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 5,683 人となっています。 障がいの程度別の状況は、1・2 級が 2,748 人(全体の 48.4%)、3~6級が 2,935 人(同 51.6%)となっています。



身体障害者手帳所持者数の推移 (等級別)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体		5, 441	5, 471	5, 558	5, 671	5, 760	5, 627	5, 683
人	1 · 2 級	2, 621	2, 625	2, 657	2, 735	2, 785	2, 746	2, 748
数	構成比	48. 2%	48. 0%	47. 8%	48. 2%	48. 4%	48. 8%	48. 4%
構成	3~6級	2, 820	2, 846	2, 901	2, 936	2, 975	2, 881	2, 935
比比	構成比	51. 8%	52. 0%	52. 2%	51. 8%	51. 6%	51. 2%	51. 6%

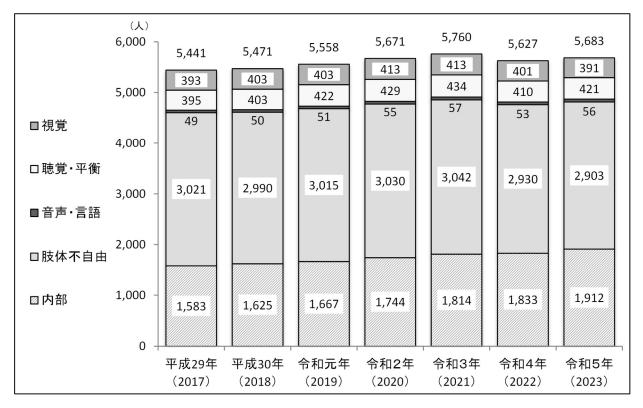
[※]各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が2,903人(同51.1%)、次いで内部障がいが1,912人(同33.6%)、聴覚・平衡機能障がいが421人(同7.4%)、視覚障がいが391人(同6.9%)、音声・言語機能障がいが56人(1.0%)となっています。

障がい部位別の構成比には、大きな変化は見られません。

身体障害者手帳所持者数の推移(障がい部位別)



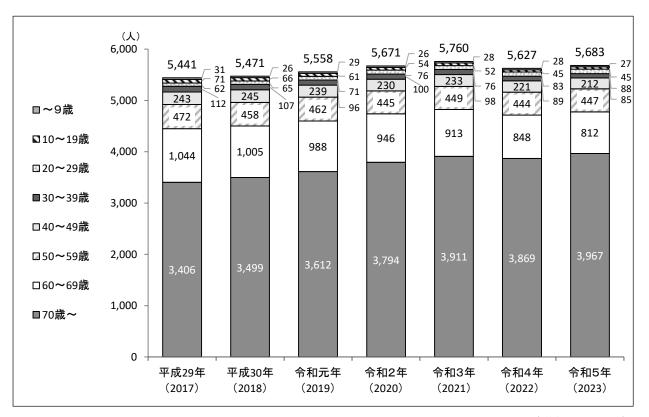
(単位:人、%)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	
身体	障がい者合計	5, 441	5, 471	5, 558	5, 671	5, 760	5, 627	5, 683	
	視覚	393	403	403	413	413	401	391	
	構成比	7. 2%	7. 4%	7. 3%	7. 3%	7. 2%	7. 1%	6. 9%	
	聴覚・平衡	395	403	422	429	434	410	421	
人	構成比	7. 3%	7. 4%	7. 6%	7. 6%	7. 5%	7. 3%	7. 4%	
数	音声・言語	49	50	51	55	57	53	56	
構成	構成比	0. 9%	0. 9%	0. 9%	1.0%	1.0%	0. 9%	1. 0%	
比	肢体不自由	3, 021	2, 990	3, 015	3, 030	3, 042	2, 930	2, 903	
	構成比	55. 5%	54. 7%	54. 3%	53. 4%	52. 8%	52. 1%	51.1%	
	内部	1, 583	1, 625	1, 667	1, 744	1, 814	1, 833	1, 912	
	構成比	29. 1%	29. 7%	30. 0%	30. 8%	31. 5%	32. 6%	33. 6%	

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

年齢別の状況をみると、令和 5(2023)年は 70 歳以上が 3,967 人(同 69.8%)で最も多く、次いで $60\sim69$ 歳が 812 人(同 14.3%)となっており、60 歳以上が 84.1%となっています。

身体障害者手帳所持者数 (年齢階級別)



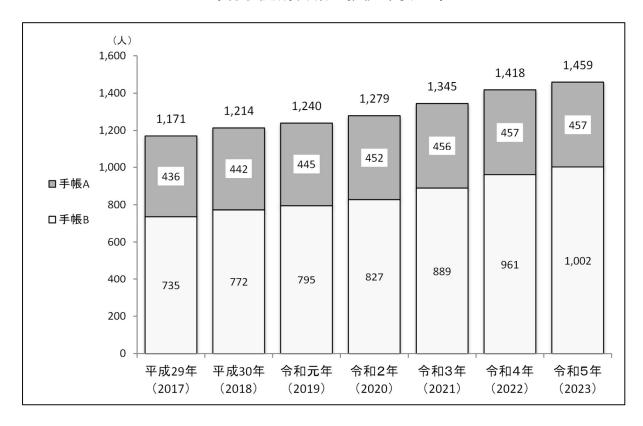
(単位:人、%)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体	障がい者合計	5, 441	5, 471	5, 558	5, 671	5, 760	5, 627	5, 683
	~ 9 歳	31	26	29	26	28	28	27
	構成比	0. 6%	0. 5%	0. 5%	0. 5%	0. 5%	0. 5%	0. 5%
	10~19 歳	71	66	61	54	52	45	45
	構成比	1. 3%	1. 2%	1.1%	1.0%	0. 9%	0. 8%	0. 8%
	20~29 歳	62	65	71	76	76	83	88
	構成比	1. 1%	1. 2%	1. 3%	1. 3%	1. 3%	1. 5%	1. 5%
人数	30~39 歳	112	107	96	100	98	89	85
	構成比	2. 1%	2. 0%	1. 7%	1. 8%	1. 7%	1. 6%	1. 5%
構成	40~49 歳	243	245	239	230	233	221	212
比比	構成比	4. 5%	4. 5%	4. 3%	4. 1%	4. 0%	3. 9%	3. 7%
	50~59 歳	472	458	462	445	449	444	447
	構成比	8. 7%	8. 4%	8. 3%	7. 8%	7. 8%	7. 9%	7. 9%
	60~69 歳	1, 044	1, 005	988	946	913	848	812
	構成比	19. 2%	18. 4%	17. 8%	16. 7%	15. 9%	15. 1%	14. 3%
	70 歳~	3, 406	3, 499	3, 612	3, 794	3, 911	3, 869	3, 967
	構成比	62. 6%	64. 0%	65. 0%	66. 9%	67. 9%	68. 8%	69. 8%

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 1,459 人となっています。手帳の等級別では、A 判定が 457 人 (全体の 31.3%)、B 判定が 1,002 人 (同 68.7%) となっており、A・B ともに増加傾向にあります。



療育手帳所持者数の推移(等級別)

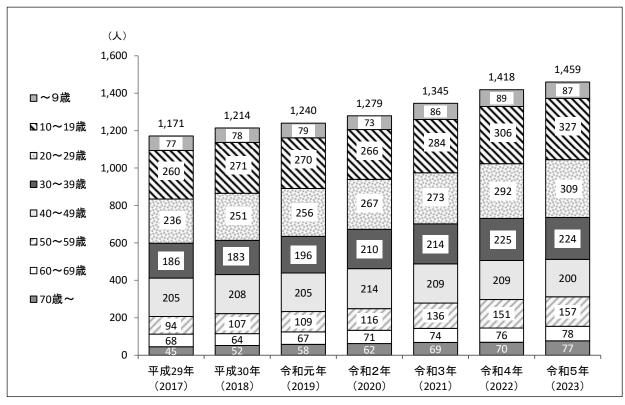
	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的]障がい者合計	1, 171	1, 214	1, 240	1, 279	1, 345	1, 418	1, 459
人数	手帳 A	436	442	445	452	456	457	457
	構成比	37. 2%	36. 4%	35. 9%	35. 3%	33. 9%	32. 2%	31. 3%
構成	手帳 B	735	772	795	827	889	961	1, 002
比	構成比	62. 8%	63. 6%	64. 1%	64. 7%	66. 1%	67. 8%	68. 7%

[※]各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和 5(2023)年は 10~19 歳が 327 人(同 22.4%)、20~29 歳が 309 人(同 21.2%)、30~39 歳が 224 人(同 15.4%)となっており、10 代から 30 代までが多くなっています。

療育手帳所持者数 (年齢階級別)



(単位:人、%)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的)障がい者合計	1, 171	1, 214	1, 240	1, 279	1, 345	1, 418	1, 459
	~ 9 歳	77	78	79	73	86	89	87
	構成比	6. 6%	6. 4%	6. 4%	5. 7%	6. 4%	6. 3%	6. 0%
	10~19 歳	260	271	270	266	284	306	327
	構成比	22. 2%	22. 3%	21. 8%	20. 8%	21. 1%	21. 6%	22. 4%
	20~29 歳	236	251	256	267	273	292	309
	構成比	20. 2%	20. 7%	20. 6%	20. 9%	20. 3%	20. 6%	21. 2%
人数	30~39 歳	186	183	196	210	214	225	224
	構成比	15. 9%	15. 1%	15. 8%	16. 4%	15. 9%	15. 9%	15. 4%
構成	40~49 歳	205	208	205	214	209	209	200
比比	構成比	17. 5%	17. 1%	16. 5%	16. 7%	15. 5%	14. 7%	13. 7%
	50~59歳	94	107	109	116	136	151	157
	構成比	8. 0%	8. 8%	8. 8%	9. 1%	10.1%	10. 6%	10.8%
	60~69 歳	68	64	67	71	74	76	78
	構成比	5. 8%	5. 3%	5. 4%	5. 6%	5. 5%	5. 4%	5. 3%
	70 歳~	45	52	58	62	69	70	77
	構成比	3. 8%	4. 3%	4. 7%	4. 8%	5. 1%	4. 9%	5. 3%

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

(4)精神障がい者

精神障がい者についてみると、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 1,146 人となっています。手帳の等級別では、2 級が 551 人 (全体の 48.1%) で最も多く、3 級が 505 人 (同 44.1%)、1 級が 90 人 (同 7.9%) となっています。

平成 29 (2017) 年と比較すると 3 級の占める割合が増加しています。

このほか、手帳の有無にかかわらず自立支援医療(精神通院)制度(通院による精神疾患の 医療に対し、医療費の一部を公費で負担する制度)を利用している人数は、令和 5 (2023) 年 4月1日現在 2,646 人となっています。

(人) 1.146 1200 1,082 90 976 88 936 1000 865 86 827 85 778 85 800 83 551 □1級 92 531 503 口2級 600 500 480 460 444 □3級 400 505 463 200 387 351 300 284 242 平成29年 平成30年 令和4年 令和元年 令和2年 令和3年 令和5年 (2017)(2018)(2019)(2020)(2021)(2022)(2023)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (等級別)

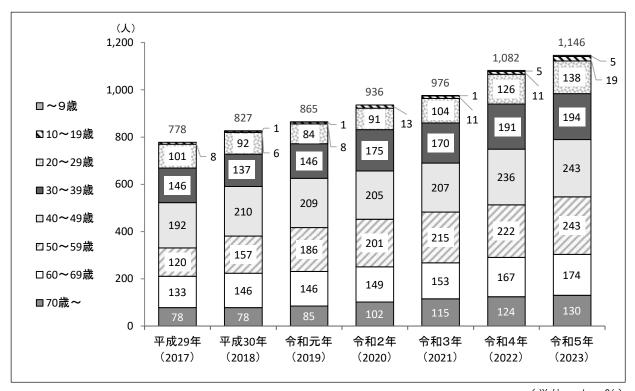
(単位:人、%)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精和	障がい者合計	778	827	865	936	976	1, 082	1, 146
	1級	92	83	85	85	86	88	90
人数	構成比	11. 8%	10.0%	9. 8%	9. 1%	8. 8%	8. 1%	7. 9%
•	2 級	444	460	480	500	503	531	551
構成	構成比	57. 1%	55. 6%	55. 5%	53. 4%	51. 5%	49. 1%	48. 1%
比比	3 級	242	284	300	351	387	463	505
	構成比	31. 1%	34. 3%	34. 7%	37. 5%	39. 7%	42. 8%	44. 1%
自立支援医療制度 利用者数		2, 040	2, 082	2, 278	2, 439	2, 619	2, 594	2, 646

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

年齢別の状況は、令和 5(2023)年は $40\sim49$ 歳と $50\sim59$ 歳が各々243 人(同 21.2%)、 $30\sim39$ 歳が 194 人(同 16.9%)、 $60\sim69$ 歳が 174 人(同 15.2%)となって おり、30 代から 60 代までが多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢階級別)



(単位:人、%)

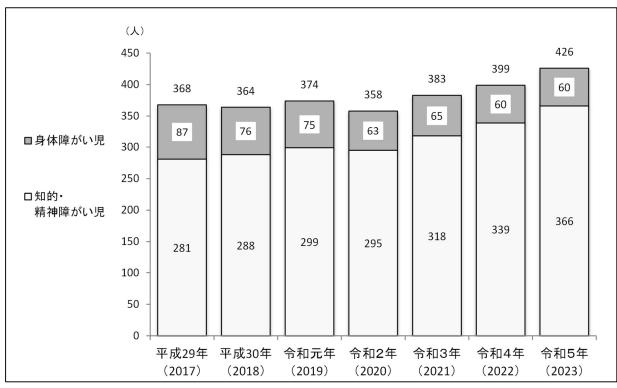
	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和5年 (2023)
精神	1障がい者合計	778	827	865	936	976	1, 082	1, 146
	~ 9 歳	0	1	1	0	1	5	5
	構成比	0. 0%	0.1%	0.1%	0. 0%	0.1%	0. 5%	0. 4%
	10~19 歳	8	6	8	13	11	11	19
	構成比	1.0%	0. 7%	0. 9%	1. 4%	1.1%	1.0%	1. 7%
	20~29 歳	101	92	84	91	104	126	138
	構成比	13. 0%	11. 1%	9. 7%	9. 7%	10. 7%	11. 6%	12. 0%
人数	30~39 歳	146	137	146	175	170	191	194
	構成比	18. 8%	16. 6%	16. 9%	18. 7%	17. 4%	17. 7%	16. 9%
構成	40~49 歳	192	210	209	205	207	236	243
比比	構成比	24. 7%	25. 4%	24. 2%	21. 9%	21. 2%	21. 8%	21. 2%
	50~59 歳	120	157	186	201	215	222	243
	構成比	15. 4%	19.0%	21. 5%	21. 5%	22. 0%	20. 5%	21. 2%
	60~69 歳	133	146	146	149	153	167	174
	構成比	17. 1%	17. 7%	16. 9%	15. 9%	15. 7%	15. 4%	15. 2%
	70 歳~	78	78	85	102	115	124	130
	構成比	10.0%	9. 4%	9. 8%	10. 9%	11. 8%	11. 5%	11. 3%

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

(5) 障がい児

身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者のうち 18 歳未満は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在 426 人となっています。なお、知的・精神障がい児については増加傾向にあり、身体障がい児については減少傾向にあります。

障がい区分別の構成比は、平成 29 (2017) 年と比較をすると知的・精神障がい児の占める 割合が 9.5 ポイント増加しています。



障がい児数の推移

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
障ヵ	(い児合計	368	364	374	358	383	399	426
人	身体障がい児	87	76	75	63	65	60	60
数・	構成比	23. 6%	20. 9%	20. 1%	17. 6%	17. 0%	15. 0%	14. 1%
構成	知的・ 精神障がい児	281	288	299	295	318	339	366
比	構成比	76. 4%	79. 1%	79. 9%	82. 4%	83. 0%	85. 0%	85. 9%

[※]各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

身体障がい児数 (年齢階級別)

(単位:人、%)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体	障がい児合計	87	76	75	63	65	60	60
	~ 5 歳	14	14	14	12	18	15	17
	構成比	16. 1%	18. 4%	18. 7%	19.0%	27. 7%	25. 0%	28. 3%
人数	6~11歳	24	22	23	23	20	22	18
数・	構成比	27. 6%	28. 9%	30. 7%	36. 5%	30. 8%	36. 7%	30. 0%
構成	12~14 歳	20	16	12	12	11	11	12
比比	構成比	23. 0%	21. 1%	16. 0%	19.0%	16. 9%	18. 3%	20. 0%
	15~17 歳	29	24	26	16	16	12	13
	構成比	33. 3%	31. 6%	34. 7%	25. 4%	24. 6%	20. 0%	21. 7%

[※]各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

知的・精神障がい児数 (年齢階級別)

	区分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的・ 精神障がい児合計		281	288	299	295	318	339	366
	~ 5 歳	18	17	19	16	18	19	19
	構成比	6. 4%	5. 9%	6. 4%	5. 4%	5. 7%	5. 6%	5. 2%
人数	6~11歳	100	105	108	102	110	119	131
	構成比	35. 6%	36. 5%	36. 1%	34. 6%	34. 6%	35. 1%	35. 8%
構成	12~14 歳	74	75	74	85	90	97	103
比比	構成比	26. 3%	26. 0%	24. 7%	28. 8%	28. 3%	28. 6%	28. 1%
	15~17 歳	89	91	98	92	100	104	113
	構成比	31. 7%	31. 6%	32. 8%	31. 2%	31. 4%	30. 7%	30. 9%
障がい児合計		368	364	374	358	383	399	426

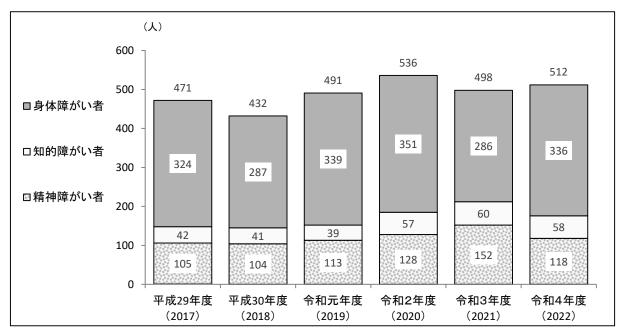
[※]各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

(6) 新規の身体障害者手帳等の交付者数

新規の身体障害者手帳等の交付者は、令和5 (2023)年3月31日現在全体で512人、その内訳は身体障がい者が336人(全体の65.6%)、知的障がい者が58人(同11.3%)、精神障がい者が118人(同23.0%)となっています。



新規の身体障害者手帳等の交付者数の推移

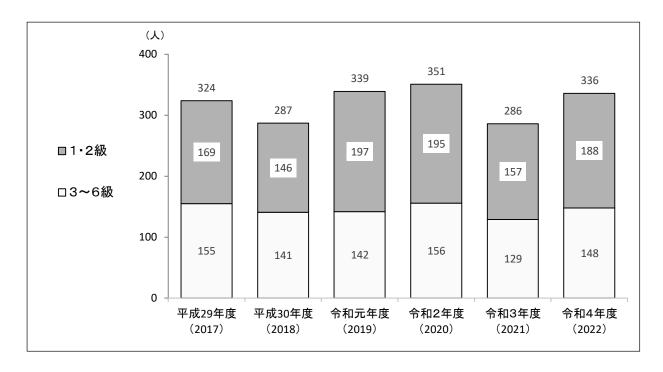
区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
新規障がい者 合計	471	432	491	536	498	512
身体障がい者	324	287	339	351	286	336
構成比	68. 8%	66. 4%	69. 0%	65. 5%	57. 4%	65. 6%
知的障がい者	42	41	39	57	60	58
構成比	8. 9%	9. 5%	7. 9%	10. 6%	12. 0%	11. 3%
精神障がい者	105	104	113	128	152	118
構成比	22. 3%	24. 1%	23. 0%	23. 9%	30. 5%	23. 0%

[※]各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

身体障がい者については、令和 4 (2022)年度の新規の手帳交付者は 336 人となっています。 手帳の等級別では、 $1\cdot 2$ 級が 188 人(同 56.0%)、 $3\sim 6$ 級が 148 人(同 44.0%)となっており、令和 2 (2020)年度以降は、 $1\cdot 2$ 級と $3\sim 6$ 級の構成比に大きな変動はありません。

新規の身体障害者手帳交付者数の推移(等級別)



(単位:人、%)

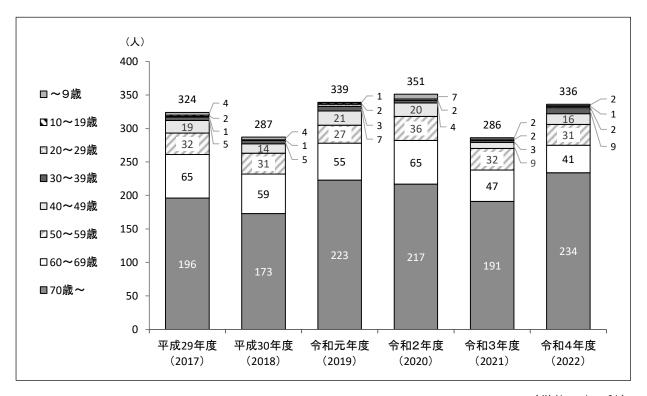
	区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
新 規 障 カ	見身体 ドい者合計	324	287	339	351	286	336
人	1 · 2級	169	146	197	195	157	188
数	構成比	52. 2%	50. 9%	58. 1%	55. 6%	54. 9%	56. 0%
構成	3~6級	155	141	142	156	129	148
比	構成比	47. 8%	49. 1%	41. 9%	44. 4%	45. 1%	44. 0%

[※]各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和 4(2022)年度は 70 歳以上が 234 人(同 69.6%)、次いで 60 ~69 歳が 41 人(同 12.2%)となっており、60 歳以上が 81.8%となっています。

新規の身体障害者手帳交付者数 (年齢階級別)



(単位:人、%)

	区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
新規身体 障がい者合計		324	287	339	351	286	336
	~ 9 歳	4	4	1	7	2	2
	構成比	1. 2%	1. 4%	0. 3%	2. 0%	0. 7%	0. 6%
	10~19 歳	2	0	2	0	0	1
	構成比	0. 6%	0. 0%	0. 6%	0. 0%	0. 0%	0. 3%
	20~29 歳	1	1	3	2	2	2
	構成比	0. 3%	0. 3%	0. 9%	0. 6%	0. 7%	0. 6%
人数	30~39 歳	5	5	7	4	3	9
	構成比	1. 5%	1. 7%	2. 1%	1. 1%	1.0%	2. 7%
構成	40~49 歳	19	14	21	20	9	16
比比	構成比	5. 9%	4. 9%	6. 2%	5. 7%	3. 1%	4. 8%
	50~59 歳	32	31	27	36	32	31
	構成比	9. 9%	10.8%	8. 0%	10. 3%	11. 2%	9. 2%
	60~69 歳	65	59	55	65	47	41
	構成比	20. 1%	20. 6%	16. 2%	18. 5%	16. 4%	12. 2%
	70 歳~	196	173	223	217	191	234
	構成比	60. 5%	60. 3%	65. 8%	61. 8%	66. 8%	69. 6%

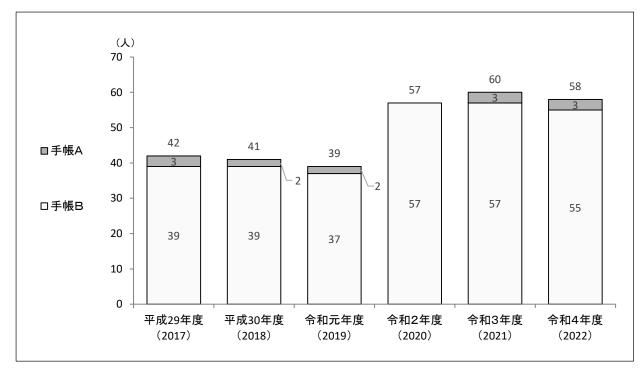
[※]各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

知的障がい者については、令和 4 (2022) 年度の新規の手帳交付者は 58 人となっています。 令和元 (2019) 年度までは 40 人ほどで推移していましたが、令和 2 (2020) 年度からは 60 人ほどで推移しています。

手帳の等級別では、A 判定が3人(同5.2%)、B 判定が55人(同94.8%)となっています。

新規の療育手帳交付者の推移(等級別)



(単位:人、%)

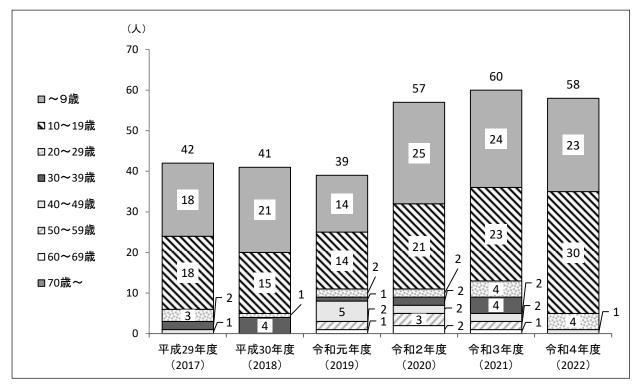
	区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
	見知的 ヾい者合計	42	41	39	57	60	58
人数	手帳 A	3	2	2	0	3	3
	構成比	7. 1%	4. 9%	5. 1%	0. 0%	5. 0%	5. 2%
構成	手帳B	39	39	37	57	57	55
比	構成比	92. 9%	95. 1%	94. 9%	100.0%	95. 0%	94. 8%

[※]各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

[※]構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和 4(2022)年度は $10\sim19$ 歳が 30 人(同 51.7%)、 $0\sim9$ 歳が 23 人(同 39.7%)となっており、19 歳以下が 91.4%となっています。

新規の療育手帳交付者数 (年齢階級別)



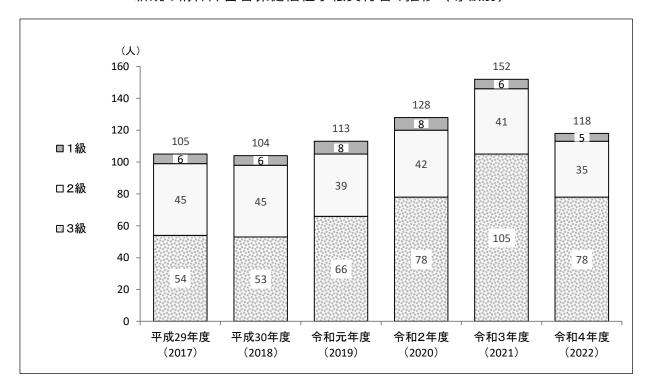
(単位:人、%)

	区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
	見知的 ドい者合計	42	41	39	57	60	58
	~ 9 歳	18	21	14	25	24	23
	構成比	42. 9%	51. 2%	35. 9%	43. 9%	40. 0%	39. 7%
	10~19 歳	18	15	14	21	23	30
	構成比	42. 9%	36. 6%	35. 9%	36. 8%	38. 3%	51. 7%
	20~29 歳	3	1	2	2	4	4
	構成比	7. 1%	2. 4%	5. 1%	3. 5%	6. 7%	6. 9%
人数	30~39 歳	2	4	1	2	4	0
	構成比	4. 8%	9. 8%	2. 6%	3. 5%	6. 7%	0. 0%
構成	40~49 歳	1	0	5	2	2	1
比比	構成比	2. 4%	0. 0%	12. 8%	3. 5%	3. 3%	1. 7%
	50~59 歳	0	0	2	3	2	0
	構成比	0. 0%	0. 0%	5. 1%	5. 3%	3. 3%	0. 0%
	60~69 歳	0	0	1	2	1	0
	構成比	0. 0%	0. 0%	2. 6%	3. 5%	1. 7%	0. 0%
	70 歳~	0	0	0	0	0	0
	構成比	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

精神障がい者については、令和 4(2022)年度の新規の手帳交付者は 118 人となっています。 手帳の等級別では、3 級が 78 人(同 66.1%)で最も多く、2 級が 35 人(同 29.7%)、1 級が 5 人(同 4.2%)となっており、3 級の占める割合は増加傾向にあります。

新規の精神障害者保健福祉手帳交付者の推移(等級別)



(単位:人、%)

	区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
新規精神 障がい者合計		105	104	113	128	152	118
	1 級	6	6	8	8	6	5
人数	構成比	5. 7%	5. 8%	7. 1%	6. 3%	3. 9%	4. 2%
	2 級	45	45	39	42	41	35
構成	構成比	42. 9%	43. 3%	34. 5%	32. 8%	27. 0%	29. 7%
比比	3 級	54	53	66	78	105	78
	構成比	51. 4%	51.0%	58. 4%	60. 9%	69. 1%	66. 1%

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

年齢別の状況は、令和 4(2022) 年度は 20~29 歳が 39 人(同 33.1%)、次いで 30~39 歳が 25 人(同 21.2%) となっています。

平成 29 (2017) 年度の年齢階級別の構成比と比較すると、20~29 歳は 21.0%から 33.1% へ増加しています。

(人) ■~9歳 • ■10~19歳 ■20~29歳 16.11 ■30~39歳 □40~49歳 ☑50~59歳 □60~69歳 ■70歳~ 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 (2017)(2018)(2019)(2020)(2021)(2022)

新規の精神障害者保健福祉手帳交付者数(年齢階級別)

(単位:人、%)

	区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
新規精神 障がい者合計		105	104	113	128	152	118
	~ 9 歳	0	0	0	1	3	0
	構成比	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 8%	2. 0%	0. 0%
	10~19 歳	6	6	6	2	8	7
	構成比	5. 7%	5. 8%	5. 3%	1. 6%	5. 3%	5. 9%
	20~29 歳	22	15	26	35	36	39
	構成比	21. 0%	14. 4%	23. 0%	27. 3%	23. 7%	33. 1%
人数	30~39 歳	27	31	29	20	34	25
	構成比	25. 7%	29. 8%	25. 7%	15. 6%	22. 4%	21. 2%
構成	40~49 歳	23	23	18	29	28	22
比比	構成比	21. 9%	22. 1%	15. 9%	22. 7%	18. 4%	18. 6%
	50~59 歳	10	10	19	16	23	12
	構成比	9. 5%	9. 6%	16. 8%	12. 5%	15. 1%	10. 2%
	60~69 歳	9	10	7	15	14	6
	構成比	8. 6%	9. 6%	6. 2%	11. 7%	9. 2%	5. 1%
	70 歳~	8	9	8	10	6	7
	構成比	7. 6%	8. 7%	7. 1%	7. 8%	3. 9%	5. 9%

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

2. 障がい者・障がい児を取り巻く状況

(1) 難病患者

「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)」の助成対象となる「指定難病*」の対象疾病数は、令和 5(2023)年7月現在で338疾病となっています。

令和 5 (2023) 年 4 月現在の難病患者数 (医療費助成受給者数) は 1,590 人となっています。

医療費助成受給者数の推移

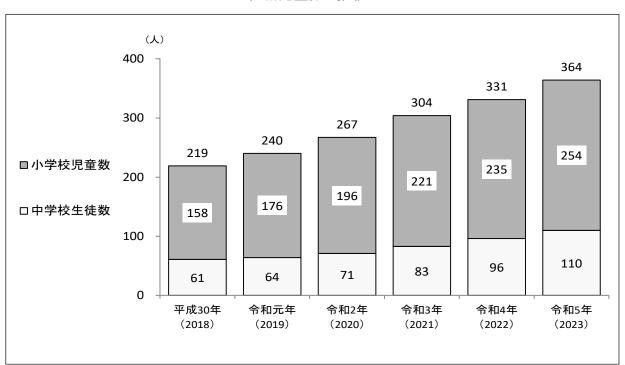
(単位:人)

区分	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
医療費助成受給者数	1, 592	1, 672	1, 641	1, 526	1, 548	1, 558	1, 590

[※]江別保健所調べ、各年4月1日

(2)特別支援学級*設置状況

令和 5 (2023) 年 5 月現在の特別支援学級数については、小学校が 61 学級、中学校が 28 学級、合計で 89 学級となっています。令和 5 (2023) 年 5 月現在の在籍児童数は、小学校が 254 人、中学校が 110 人、合計で 364 人となっており、特別支援学級数、在籍児童数とも に増加傾向にあります。



在籍児童数の推移

(単位:学級、人)

区分		平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学校	学級数	49	49	53	57	58	61
小子牧	児童数	158	176	196	221	235	254
中学校	学級数	24	25	24	22	26	28
中子权	生徒数	61	64	71	83	96	110
合計	学級数	73	74	77	79	84	89
	児童・ 生徒数	219	240	267	304	331	364

※江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

障がい区分別の児童・生徒数については、小学校・中学校ともに知的と自閉症・情緒が多くなっており、通級指導*児童数は、増加傾向にあります。

児童・生徒数の推移(障がい区分別)

(単位:人)

区分		平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
	知的	74	76	82	85	98	112
	自閉症・情緒	72	87	100	122	120	127
	肢 体	8	7	6	5	5	3
小学校	病弱	2	4	6	7	9	9
	弱視	2	2	2	2	3	3
	難聴	0	0	0	0	0	0
	計	158	176	196	221	235	254
	知 的	30	30	34	41	46	53
	自閉症・情緒	22	24	30	37	44	48
	肢 体	4	3	2	2	2	4
中学校	病弱	2	4	2	3	4	5
	弱視	2	2	1	0	0	0
	難聴	1	1	2	0	0	0
	計	61	64	71	83	96	110

※江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

通級指導児童数の推移

(単位:人)

区分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
大麻東小学校 (ことば)	25	25	30	25	26	27
大麻東小学校 (まなび)	40	35	35	36	36	34
中央小学校 (ことば)	48	46	43	40	46	44
江別第一小学校 (まなび)	18	28	33	44	45	46
江別第二小学校 (まなび)	_	_	-	-	29	56
合 計	131	134	141	145	182	207

[※]江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

[※]江別第一小学校(まなび)は平成29(2017)年4月開設

[※]江別第二小学校(まなび)は令和4(2022)年4月開設

3. サービス提供体制の現状

(1) 障害福祉サービス等の提供事業者

令和5 (2023) 年10 月現在、本市では延べ225 箇所の事業所で、障害福祉サービス等が提供されています。市内の事業所で提供されていないサービスは重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、療養介護、自立生活援助、医療型児童発達支援となっています。

人口 10 万人当たりの事業所数を札幌圏と比較すると、生活介護、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、施設入所支援、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援は本市が上回っています。

なお、道内で障害福祉サービス事業(相談支援事業を除く)を実施する場合、北海道知事へ事業所の指定申請が必要ですが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)」により、令和6(2024)年4月から関係市町村長は北海道知事に対し、事業所の指定に当たり意見を申し出ることができることになります。本市においては、意見の申し出に当たり、障がいのある方への支援体制の構築を推進するため、地域における障がいのある方のニーズの把握に努めていきます。

江別市内及び札幌圏の障がい福祉事業所の概要(令和5(2023)年10月1日現在)

		江別市		札幌圏		10 万人当たり				
	区分	令和 2 年 (2020)	令和 5 年 (2023)	令和 2 年 (2020)	令和 5 年 (2023)	江別市		札幌圏		
						令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	
討	問系									
	居宅介護	17	21	585	634	14. 2	17. 7	24. 4	26. 5	
	重度訪問介護	17	17	551	587	14. 2	14. 3	23. 0	24. 6	
	行動援護	2	2	123	132	1. 7	1. 7	5. 1	5. 5	
	同行援護	3	5	222	221	2. 5	4. 2	9. 3	9. 2	
	重度障害者等 包括支援	0	0	1	1	0	0	0. 1	0. 0	
E	中活動系									
	生活介護	10	14	212	247	8. 3	11. 8	8. 9	10. 3	
	自立訓練 (機能訓練)	0	0	14	13	0	0	0. 6	0. 5	
	自立訓練 (生活訓練)	0	1	38	36	0	0. 8	1. 6	1. 5	
	宿泊型自立訓練	1	1	9	8	0. 8	0. 8	0. 4	0. 3	
	就労移行支援	6	5	86	81	5. 0	4. 2	3. 6	3. 4	
	就労継続支援 (A型)	2	5	124	145	1. 7	4. 2	5. 2	6. 1	
	就労継続支援 (B型)	21	22	465	624	17. 5	18. 5	19. 4	26. 1	
	就労定着支援	3	5	45	54	2. 5	4. 2	1. 9	2. 3	
	療養介護	0	0	3	4	0	0	0. 1	0. 2	
	短期入所	6	7	137	186	5. 0	5. 9	5. 7	7. 8	

		江別市		札帕	札幌圏		10 万人当たり			
	区分	令和2年	令和5年	令和 2 年 (2020)	令和 5 年 (2023)	江別市		札幌圏		
		(2020)	(2023)			令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	
居	計住系									
	グループホーム	13	19	302	401	10.8	16. 0	12. 6	16. 8	
	自立生活援助	0	0	2	10	0	0	0. 1	0. 4	
	施設入所支援	3	3	44	43	2. 5	2. 5	1. 8	1. 8	
障	がい児通所系									
	児童発達支援	26	34	512	649	21. 7	28. 6	21. 4	27. 2	
	┣ 医療型児童発達 ■ 支援	0	0	2	2	0	0	0. 1	0. 1	
	居宅訪問型児童 発達支援	1	2	11	14	0. 8	1. 7	0. 5	0. 6	
	障害児相談支援	4	6	112	146	3. 3	5. 1	4. 7	6. 1	
	保育所等訪問 支援	4	5	45	66	3. 3	4. 2	1. 9	2. 8	
	放課後等デイ サービス	26	33	579	733	21. 7	27. 8	24. 2	30. 7	
地	」域移行									
	地域移行支援	3	3	83	98	2. 5	2. 5	3. 5	4. 1	
	地域定着支援	3	3	83	96	2. 5	2. 5	3. 5	4. 0	
計	計画相談									
	計画相談支援	11	12	153	192	9. 2	10. 1	6. 4	8. 0	
	合 計	182	225	4, 543	5, 423					
	参 考 :人口(10月1日) 東業系数は、北海湾	119, 883	118, 776	2, 393, 249	2, 389, 967		サービフナ :			

[※]事業所数は、北海道または札幌市に届け出されている件数であり、複数のサービスを提供している事業所は重複しています。

[※]札幌圏は、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の6市1町1村

(2) 障がい福祉に係る関係団体

本市で活動している障がい福祉団体は次のとおりです。

市内の障がい福祉関係団体

	団体名	活動内容			
江別	身体障害者福祉協会	自立と社会参加等を目的とした活動団体			
江別聴力障害者協会		情報交換と社会参加等を目的とした活動団体			
江別	視覚障害者福祉協会	情報交換と社会参加等を目的とした活動団体			
江別	手をつなぐ育成会	権利擁護の運動等を目的とした活動団体			
精神	障害者の会江別空色クラブ	イベント活動と社会奉仕等を目的とした活動団体			
江別	介護ママの会	重度肢体不自由児や医療的ケア児の保護者の交流			
		と情報交換を目的とした活動団体			
江別	地区ことばを育てる親の会	通級指導児童の保護者の交流と情報交換を目的と			
		した活動団体			
	ナルク江別	障がい児者のプール見守り等の活動			
	江別車いすボランティア整備	車いすや歩行器等の点検・修理活動			
	えべつ手話の会	手話通訳活動・手話の普及活動			
ボ	大麻手話の会	手話通訳活動・手話の普及活動			
ラ	手話歌「あやとり」	手話通訳活動・手話の普及活動			
ンテ	要約筆記サークルぷらすONE	中途失聴者・難聴者に対して要約筆記※			
イア	点字ろくの会	点字翻訳活動			
団体	朗読ボランティアグループまちの灯	視覚障がい者に対して声の便りをCDに収録し発送			
l rt	江別SD・Iの会	視覚障がい者に対してダンス指導			
	つなぎふ	点字翻訳活動			
	点訳の輪	点字翻訳活動			
	ボランティアあすか会	あすか福祉会にて回復者と一緒に手芸の補助活動			

[※]ボランティア団体は、令和5 (2023) 年 10 月1日現在、江別市社会福祉協議会ボランティア団体連絡会 に登録されている団体及び江別市と協力関係にあるボランティア団体です。

第3章 障がい福祉施策などの進捗状況

1. 第5期障がい者福祉計画に関する進捗状況

「第 5 期障がい者福祉計画(計画期間:令和 3 (2021) ~令和 8 (2026) 年度)」においては、施策の基本目標ごとに達成目標値を設定し、施策の展開を図ってきました。

令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度までの進捗状況は、以下のとおりです。

基本目標		成果指標(目標	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
総合的ケアマネジ	1	障害者相談支援事業において専 任相談員が受けた年間延べ相談 件数(件)	823	*	1, 252	1, 323	1, 313
メント体制の確立	2	精神障害者相談員設置事業にお いて専任相談員が受けた年間延 べ相談件数(件)	373	*	364	366	359
ノーマライゼーシ	3	ボランティア活動の延べ実施人 数(人)	8, 355	/	533	817	1, 281
ョンの推進による 理解と交流の拡大	4	手話通訳派遣等社会参加を支援 する事業の利用者数(人)	3, 486	_	2, 167	2, 420	2, 450
障害福祉サービス	5	自宅で生活している障がいのあ る方の人数(身体・知的・精神) (人)	8, 355	*	8, 666	8, 530	8, 964
の充実	6	障がいのある方の福祉サービス 利用率(%)	25. 2	_	23. 8	25. 0	25. 9
保健・医療サービスの充実	7	障害児通所支援事業の利用により、児童の発達が促されたと感じる保護者の割合(%)	99. 0	-	91	95	94
保育・教育施策の	8	子育て環境が充実していると思 う保護者の割合(%)	47. 9	*	51. 1	50. 9	47. 9
充実	9	教育施策に満足している保護者 の割合(%)	84. 1	*	90. 4	83. 8	82. 8
雇用・就労施策の 充実と就労能力の 向上支援	10	障がい者雇用率(法定雇用率 [※] 達成事業所の割合)(%)	62. 8	*	65. 0	75. 0	66. 7
障がいのある方に やさしい生活環境	11	市街地整備に満足している市民 割合(顔づくり、公園、バリア フリー**化、上下水道等)(%)	82. 7	▼	82. 7	81. 9	82. 0
とまちづくりの推 進 	12	災害対策が充実し安心と思う市 民割合(%)	54. 2	_	58. 9	52. 1	51. 6
スポーツ・レクリエ	13	障がい者スポーツ大会・教室参加者数(人)	750	_	82	238	337
ーション・文化活動 等社会参加の推進 ※日堙は、上昇、維持	14	視覚障がい者生活訓練事業参加 者数(人)	14		11	6	6

[※]目標は、上昇、維持等障がい者施策の基本的方向を定めたものです。

[※]成果指標は、江別市の行政評価システムにおける施策評価または事務事業評価の指標を用いています。

ただし、「障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の割合(%))」については、北海道労働局に照会した数値です。

2. 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの利用量等について数値目標を定めた計画です。「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」(計画期間:令和3(2021)~令和5(2023)年度)において設定した数値目標の進捗状況(令和4(2022)年度末現在)は以下のとおりとなっています。

(1)施設入所者の地域生活への移行

令和 4 (2022) 年度末の実績は、施設入所者数が 186 人となっており、入所者数の減少数は 4 人、地域生活移行者数は令和 4 (2022) 年度末の実績で累計人数が 6 人となっています。

施設入所者の地域生活への移行が進んでいない要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大により、安全面や健康面の配慮から地域生活への移行が鈍化したことなどが考えられます。

項目	基準年 令和 元年 (2019)	目標値	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	備考
年度末施設入所者数(人)	190(A)	186	191	192	186	·目標値は前計画の令和 5 (2023)年度末の見込み
入所者数の減少数(人)	5	4	-1	-2	4	・(A)一年度末の施設入 所者数 ・国の目標 1.6%以上
地域生活移行者数(人)	1	12	2	3	1	・国の目標6%以上

(2) 福祉施設から一般就労への移行

令和4(2022)年度末の一般就労移行者の実績は、40人となり、目標値を下回っています。

就労移行支援事業の利用者、就労継続支援 A 及び B 型事業、就労定着率が 8 割以上の事業所、就労定着利用率の実績は、いずれも目標値を下回っています。

江別市では、就労移行支援事業の利用者数を増加させ、その後、一般就労に移行することができるように、平成 27 (2015) 年 8 月から障害者就労相談支援事業を開始し、障がいのある方に対して就労相談を行い、その方にあった適切な障害福祉サービスの紹介などを行っています。

項目	基準年 令和 元年 (2019)	目標値	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	備考
一般就労移行者(人)	48	61	20	38	40	・令和元(2019)年度実績 の 1. 27 倍以上
就労移行支援事業 (一般就労移行者)(人)	28	37	8	22	21	・令和元(2019)年度実績 の 1.3 倍以上増加
就労継続支援 A 型事業 (一般就労移行者)(人)	3	4	2	8	4	· 令和元(2019)年度実績 の 1. 26 倍以上増加
就労継続支援B型事業 (一般就労移行者)(人)	17	21	10	8	15	· 令和元(2019)年度実績 の 1. 23 倍以上増加
就労定着率が8割以上 の事業所(%)	_	70	100	67	75	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする。
就労定着利用率(%)	_	70	35	47	28	·就労移行支援事業所等を 通じて、一般就労する者 のうち、7割以上が就労 定着支援事業を利用す る。

(3) 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ1箇所の事業所がサービスを提供しています。

医療的ケア児支援については、令和 5 (2023) 年度に協議の場を設け関係機関の理解を深める取組を行ったほか、子ども発達支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し、関係機関と連携することにより、地域での支援体制を整備しました。

項目	基準年 令和 元年 (2019)	目標値	実績 令和 5年 (2023)	備考
児童発達支援センター(市町村中核 子ども発達支援センター)の設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所	市町村中核子ども発達 支援センター
保育所等訪問支援を利用できる体 制の構築	2 箇所	4 箇所	5 箇所	
重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
医療的ケア児支援のための協議の 場の設置	無	有	有	

3. 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの実績は、行動援護では実績が見込量を大きく上回っていますが、他のサービスでは実績は見込量とほぼ同数もしくは下回っています。

サービス種別		区分	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	利用人数/月	見込量	183	186	189
 居宅介護	利用八数/万	実績	179	179	183
冶七月 護 	│ │総利用時間/月	見込量	3, 513	3, 571	3, 629
		実績	3, 190	3, 382	3, 477
	 利用人数/月	見込量	10	11	12
 重度訪問介護	利用八数/ 万	実績	6	7	9
里皮切问기陵 	総利用時間/月	見込量	1, 442	1, 586	1, 730
	総利用時間/月 	実績	1, 043	873	1, 375
	利用人数/月	見込量	19	20	20
│ │ 同行援護		実績	14	11	14
IPJ 1 J 1友 1受 	総利用時間/月	見込量	252	265	265
		実績	271	278	308
	利用人数/月	見込量	20	20	20
│ │ 行動援護	利用入数/月	実績	24	30	32
1〕	│ │総利用時間/月	見込量	210	210	210
	松州用时间/ 月	実績	301	362	416
	11日 1 米 / 日	見込量	1	1	1
 重度障害者等包括	利用人数/月 ·	実績	0	0	1
支援	松利用時間 / 日	見込量	33	33	33
	総利用時間/月	実績	0	0	33

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスの実績は、就労移行支援、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)の実績が見込量を上回っています。特に就労継続支援(B型)が増加傾向にあります。

サービス	種別	区分	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	10 H 1 H 7 H	見込量	413	420	427
	利用人数/月	実績	393	395	404
│生活介護 │	江利田口粉 /日	見込量	8, 664	9, 043	9, 429
	延利用日数/月 	実績	7, 906	8, 050	8, 221
	利用人数/月	見込量	1	1	1
古 六 訓 (利用入数/月	実績	0	0	1
自立訓練(機能訓練)	延利用日数/月	見込量	23	23	23
	延利用口数/ 月	実績	0	0	23
	11日人粉 /日	見込量	8	9	10
 白力訓練(火汗訓練)	│利用人数/月 ┃	実績	10	8	9
自立訓練(生活訓練)	│ │延利用日数/月	見込量	120	135	150
	延利用口数/ 月	実績	155	131	135
宿泊型自立訓練	利用人数/月	見込量	7	9	11
	利用人数/月	実績	1	2	2
	延利用日数/月	見込量	161	207	253
		実績	31	62	62
	利用人数/月	見込量	80	81	82
│ │就労移行支援		実績	76	82	87
机刀 炒 1] 义 1发 	延利用日数/月	見込量	1, 362	1, 379	1, 396
		実績	1, 374	1, 383	1, 524
	利用人数/月	見込量	98	103	104
│ │ 就労継続支援(A 型)	和 八 数 / 万	実績	96	109	110
机刀 松	│ │延利用日数/月	見込量	1, 950	2, 050	2, 070
	延利用口数/ 万	実績	1, 767	2, 168	2, 315
	利用人数/月	見込量	372	384	390
│ │ 就労継続支援(B型)	利用八数/万	実績	427	452	462
机刀 胚机又 1发(口至)	│ │延利用日数/月	見込量	5, 952	6, 143	6, 239
	延利用口数/ 万	実績	7, 146	7, 731	8, 005
就労定着支援	 利用人数/月	見込量	48	58	68
	和 八 数 / 万	実績	27	27	28
		見込量	20	20	20
療養介護	利用人数/月 	実績	19	19	21
	11 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	見込量	55	61	61
 短期入所	利用人数/月	実績	46	51	54
(ショートステイ)	77 51 11 12 12 14 1 1	見込量	382	424	424
	延利用日数/月 	実績	312	277	320
	l .				

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

(3) 居宅系サービス

居宅系サービスの実績は、グループホームについては、増加傾向にあるものの、見込量を下回っています。

施設入所支援については、障がい者施策の方向性として、施設入所者を地域生活に移行することを掲げています。年々減少することが目標となっており、本市も減少傾向になっています。

サービス種別		区分	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助		見込量	1	1	1
	利用人数/月	実績	0	0	1
グループホーム	入居人数/月	見込量	277	317	352
		実績	273	279	289
施設入所支援	入居人数/月	見込量	190	188	186
施設八所文援		実績	192	186	185

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

(4)相談支援サービス

相談支援サービスの実績は、計画相談支援の見込量と実績が、ほぼ同等の数値となっています。

サービス種別		区分	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	 利用人数/年	見込量	808	821	833
	利用入数/牛 	実績	774	812	829
地域移行支援	利用人数/年	見込量	2	2	2
地域移11又接		実績	0	0	1
地域定着支援	利用人数/年	見込量	1	1	1
		実績	0	0	1

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

4. 障害児通所支援等の実績

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用人数及 び延利用日数は、増加傾向にあります。

居宅訪問型児童発達支援については、サービスの利用者が少ないため、実績値も低くなっています。

サービス種別		区分	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	利用人数/月	見込量	294	304	314
	和	実績	305	323	357
│児童発達支援 │	│ │延利用日数/月	見込量	2, 058	2, 128	2, 198
	延利用口数/ 月	実績	2, 247	2, 354	2, 602
	利用人数/月	見込量	513	563	613
│ │ │放課後等デイサービス	和	実績	532	594	625
	│ │延利用日数/月	見込量	5, 130	5, 630	6, 130
	延利用日数/月	実績	5, 396	5, 867	6, 173
	利用人数/月	見込量	4	4	4
 保育所等訪問支援		実績	2	7	13
体育別寺副門文版	延利用日数/月	見込量	4	4	4
		実績	3	10	16
	利用人数/月	見込量	1	1	1
 医療型児童発達支援		実績	0	0	0
区原至冗里光连义族 	延利用日数/月	見込量	1	1	1
	延利用口数/ 月	実績	0	0	0
	利用人数/月	見込量	3	3	3
│ │居宅訪問型児童発達	利用八数/ 万	実績	2	1	3
支援	延利用日数/月	見込量	3	3	3
		実績	4	1	3
陪宝旧扣款士控	利田 人粉 / 左	見込量	696	748	799
障害児相談支援 	利用人数/年	実績	810	882	950

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

5. 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業の実績は、意思疎通支援事業における手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、新型コロナウイルスの感染拡大により、障がいのある方の外出頻度などが減ったことから、見込量を下回っています。

日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具については、見込量を上回る実績となっています。人工肛門や人工膀胱を造設した方は、一生涯、用具を使用する必要があることから、手帳認定者の増加とともに、『排泄管理支援用具』の給付件数も増加しています。

奉仕員養成研修事業、移動支援事業、レクリエーション活動等支援事業については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成研修の参加者の減少、障がいのある方の外出機会の減少、障がいのある方の交流イベントの中止などにより、それぞれ見込量に比べて減少しました。

なお、奉仕員養成研修事業の朗読奉仕員の修了者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、研修自体が中止となったため令和3(2021)年度は0人となっています。

事業種別	区分	令和 3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
理解促進研修・啓蒙事業	中性の方無	見込量	有	有	有
(注解促進研修· 召家争未	実施の有無	実績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有
日光的心動又饭争来	実施の有無	実績	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数	見込量	3	3	3
怕談又该事業	· 大心面が致	実績	3	3	3
成年後見制度 [※] 利用支援事業	実利用人数/年	見込量	9	11	13
风牛饭尤帕皮 利用又饭事来	关利用八数/ 平	実績	8	5	8
意思疎通支援事業					
	実利用人数/年	見込量	70	71	72
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 	大利用八奴/ 牛	実績	47	46	70
│	実設置者数/人	見込量	1	1	1
丁四应队省以邑尹未	天政但有数/人	実績	1	1	1

	事業種別			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
日	常生活用具給付等事業					
	 介護・訓練支援用具	 給付件数/年	見込量	7	7	7
	万	加以什么/ 平	実績	9	14	16
	 自立生活支援用具	 給付件数/年	見込量	37	37	37
	日立工石文版用共	加13 一数/ 平	実績	34	40	42
	 在宅療養等支援用具	│ │給付件数/年	見込量	16	16	16
	在七原接牙入及川六		実績	15	26	26
	 情報・意思疎通支援用具	 給付件数/年	見込量	36	36	36
	旧拟 总心体应义该用兴	加13 一数/ 平	実績	12	32	47
	 排泄管理支援用具	 給付件数/年	見込量	3, 100	3, 115	3, 129
	1977年日任义版用共	加引开数/ 平	実績	3, 500	3, 623	3, 865
	 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	 給付件数/年	見込量	6	6	6
	加七工/ 到 F	加以什么/ 牛	実績	3	6	7
奉	仕員養成研修事業					
	手話奉仕員	修了者数	見込量	36	37	38
			実績	17	22	43
	 要約筆記奉仕員	修了者数	見込量	3	3	3
	女小手心华江县		実績	6	5	9
	 点訳奉仕員	修了者数	見込量	7	7	7
	点 趴 举 任 負	修] 有 奴	実績	3	3	6
	 朗読奉仕員	修了者数	見込量	56	56	56
	奶凯辛 [[其		実績	0	43	46
		実利用人数/年	見込量	317	322	327
14	動支援事業	关村用八数/ 平	実績	171	178	188
139	划义饭争未	│ │延利用時間/年	見込量	19, 744	20, 056	20, 367
		延州州时间/ 平	実績	10, 413	10, 700	11, 301
		电恢管配料	見込量	1	1	1
111	は活動支援センター	実施箇所数	実績	1	1	1
^{II}	域活動支援センター	実利用人数/年	見込量	9	9	9
		大利用人数/年	実績	7	8	10
=1			見込量	4	4	4
刮	問入浴サービス事業	実利用人数/年	実績	5	6	6
Д	江 訓 体 声 米	4 to 1 *L 1 /-	見込量	7	7	7
壬	活訓練事業	参加人数/年	実績	6	6	6

事業種別	区分	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
日中一時支援事業	実利用人数/年	見込量	227	231	234
口中 时义该学术	关州州八数/ 平	実績	169	142	167
レクリエーション活動等支援事業	参加人数/年	見込量	750	750	750
レッサエーション加助寺文版事業	参加八数/ 平	実績	238	337	370
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	見込量	有	有	有
点子・声の広報寺先刊事業	実施の有無	実績	有	有	有
障害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	見込量	有	有	有
[天心の行無	実績	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用人数/年	見込量	5	5	5
日期早建松光計取侍・以迫助瓜争未	关利用人数/ 平	実績	0	2	4
医病的左叉旧等级合士授事类	中华 市 类 市 类	見込量	1	1	1
医療的ケア児等総合支援事業	実施事業所数	実績	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援	実利用人数/年	見込量	1	1	1
事業	天利用入数/年	実績	0	0	0

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5 (2023) 年度は3月末の見込み)

6. 相談支援体制の実績

(1)相談支援等の提供

相談支援等の提供の実績は、概ね見込量と実績が同等程度となっています。

相談支援体制の強化については、自立支援協議会*などで勉強会を行い、相談支援員のスキルアップを図っています。

相談支援窓口機能については、江別市障がい福祉課において、相談機能強化のため保健師、社会福祉士、精神保健福祉士を配置しています。

指定特定相談支援事業所については、令和4 (2022)年度時点で市内に12の事業所があります。

事業種別		区分	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
相談支援体制	中华同数/左	見込量	6	6	6	6
の強化	実施回数/年	実績	5	6	6	6
相談支援窓口	実施の有無	見込量	有	有	有	有
機能	大心の行無	実績	有	有	有	有
指定特定相談	実施箇所数	見込量	11	12	13	14
支援事業所	大心回り数	実績	11	10	12	12

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実績は、概ね見込量と実績が同等程度となっています。

障害福祉サービス等に係る研修には、市職員並びに市内の相談支援事業者の相談支援専門 員の方が研修に参加しています。

事業種別		区分	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害福祉サービ ス等に係る研修	I		3	3	3	3
への参加	多加八奴/ 牛	実績	3	3	4	4
障害者自立支援 審査支払等シス	 実施回数 <i>/</i> 年	見込量	12	12	12	12
テムでの審査結 果の共有	关.尼四数/ 牛	実績	12	12	12	12

[※]実績値は各年度の3月末の実績(令和5(2023)年度は3月末の見込み)

第4章 障がい福祉の課題

1. 団体ヒアリングの結果

地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児団体やボランティア団体の活動状況や課題等の聞き取りを目的に団体ヒアリングを実施しました。

【実施概要】

■日 時:令和5(2023)年8月、9月

■参 加 団 体 : ①江別身体障害者福祉協会

②江別視覚障害者福祉協会

③江別聴力障害者協会

④精神障害者の会江別空色クラブ

⑤江別手をつなぐ育成会

⑥江別介護ママの会

⑦江別地区ことばを育てる親の会

⑧江別市自立支援協議会

⑨江別市ボランティア団体連絡会

■ヒアリング方法 : 事前にヒアリング項目について案内し、それに沿って各団体にヒアリングを実施しました。

■ヒアリング項目: ○各団体の活動状況と課題について ○教育や保育について

○保健・医療について ○雇用や就労について

○生活環境の整備 ○障がいへの理解や交流について

○生活支援について ○計画への要望について

【主な意見・要望】

(保健・医療について

- 医療機関受診時における、手話通訳者派遣の継続
- ・ 医療費助成の充実、医療制度や障害福祉サービス等制度の案内の充実
- ・ 市内に小児に特化した精神科のある病院を希望、市内病院の精神科の維持・拡充
- ・ 医療的ケアが必要な方の障がい児(18歳未満)から障がい者(18歳以上)へ移行の際の継続した医療支援体制の整備

○ 緊急時や災害時の対応について

- ・ 大雪時の除雪支援の充実
- ・ 聴覚に障がいのある方に情報が伝わるよう、文字などの視覚による情報伝達手段の整備
- ・ 在宅避難時の個別訪問等による支援体制の強化
- ・ 障がい内容に合わせた避難所の整備
- ・ 災害時に医療的ケア児者を受け入れ可能な医療機関の確保
- ・ 災害時に障がいのある方が避難時や避難所内で孤立しないような体制の構築

○ 生活環境の整備と生活支援について

- ・ ヘルパー (ガイドヘルパーを含む) の不足解消、育成強化
- ・ 相談支援事業所や生活介護事業所、移動支援等を行う障害福祉サービス事業所の充実
- ・ 視覚に障がいのある方が利用する同行援護・移動支援の利用時間数の拡充
- ・ 訪問入浴サービスの利用可能回数の拡充
- ・ 賃貸住宅申請時における障がい者差別の解消
- ・ 障がい児(18 歳未満)から障がい者(18 歳以上)へ移行の際の支援体制の強化
- ・ 放課後等デイサービス利用対象年齢以降の居場所の確保
- ・ 法改正等に伴う新しい制度に対する案内や周知の充実
- ・ 緊急時に宿泊も含めた即時受け入れ可能な入所施設の設置

○ 教育や保育について

- ・ 幼児教育を含む教育機関での、障がい児への理解や適切な受け入れ体制の充実
- ・ 特別支援学級における、思春期への配慮に伴う男性支援員の増員
- 医療的ケア児、強度行動障がい*児を受け入れ可能な保育園、幼稚園の整備
- ・ 市内に重症心身障がい児の特別支援学校を設置
- 個別支援保育*の年齢制限の撤廃
- ・ 発達障がいの可能性がある不登校児に対する支援の強化・拡充
- ・ 障がいのある児童も利用可能な放課後児童クラブの整備・拡充

○ 雇用や就労について

- ・ 就労支援事業所における作業工賃向上の取組強化
- 自立して生活ができる環境にするため、障がい者の特性に応じた雇用の強化
- ・ ジョブコーチ等を活用した支援、当事者の悩み相談など交流の場の設置
- 障がい者雇用に対する企業の意識向上、職場の整備
- ・ 親が子どもの介護で離職しないよう、行政及び企業におけるサポート体制の強化・拡充
- ・ 車いすの方が利用可能な福祉事業所の拡充
- ・ 高校や支援学校を卒業した後の就労の選択肢の拡充
- ・ 強度行動障がいのある重度障がい者が利用できる就労支援事業所の整備

○ 障がいへの理解や交流

- ・ 盲導犬への理解と普及活動の強化・推進
- ・ 市の YouTube、会見などへ手話通訳者の配備
- ・ スポーツ等を通して、地域の方と交流可能な場の充実
- ・ 精神障がい者に関する理解を広めるための啓発活動の強化
- ・ 就労、生活支援などに関する様々な相談先の明確化、情報発信の方法やツールの強化・充実
- ・ 同じ障がいのある方や支援者が交流できる場の整備
- ・ 友好都市の交流の際に、障がいのある方と交流可能な場の設置

2. 課題の整理

障がい福祉施策の進捗状況やヒアリングの結果等から、本計画の策定における障がい福祉の課題を以下のとおり整理しました。

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援体制を充実させていく必要があります。

相談支援においては、障がいのある方やその家族等が抱える課題を把握し、専門的な助言を行い、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる必要があり、そのためには、行政機関やその他関係機関との連携が不可欠となっています。

ヒアリングでは、医療や障害福祉サービス等制度の案内の充実を図ることや障がい児(18歳未満)から障がい者(18歳以上)の移行の際の支援体制の強化を求める意見が出ており、情報の提供体制や内容の充実に努めながら、障がいのある方や家族が気軽に相談しやすい環境に配慮するとともに、相談者にとって必要な情報を収集し、専門的な助言を行うための体制整備が課題となっています。

(2) ニーズに合った障害福祉サービスの提供

地域において、障がいのある方や家族等が、ニーズや障がいの特性等に応じた障害福祉サービス を利用しながら充実した日常生活を送るためには、必要なサービス量を把握し、その情報を障害福祉サービス事業者等と共有しながら、十分なサービス量を確保していく必要があります。

また、市内では、障がい福祉関係団体により、障害福祉サービスの提供やボランティア活動等、障がいのある方を支える様々な活動が行われていますが、活動する方の高齢化や活動頻度の減少が進んでおり、将来の担い手不足が課題となっています。

個人同士のつながりが希薄化し、孤立しやすくなっている状況の中で、障がいのある方が安心して 生活するためには、地域住民と協力して、障がいのある方本人はもとより保護者や家族の気持ちに 寄り添って、助け合いながら、きめ細やかに支援していく体制を整備する必要があります。

(3) 障がい児支援の充実

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がいのある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、ヒアリングでは、放課後等デイサービスの利用対象外となる高校卒業後のケアや、緊急的に利用できる短期入所や日中一時支援のサービスについて強化・拡充を求める意見が出ており、地域の保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

将来においても住み慣れた地域での生活を継続し、障がいの有無にかかわらず全ての児童が健やかに成長できるように、十分な障害福祉サービスの量や地域社会への参加の機会を確保することが課題となっています。

(4) 社会参加の機会の確保

障がいのある方が、自分らしくいきいきとした社会生活を送るためには、福祉施設での就労を含む 日中活動の場や地域における交流活動への参加の機会を確保する必要があり、障がいのある方が 社会的な障壁を感じることなく社会活動や余暇活動を行うためには、障がいのある方に対する地域 の理解が重要です。

ヒアリングでは、障がいのある方が就労するためには、障がいの程度や特性に応じた就業環境の整備が必要という意見が出ています。

障がいのある方のニーズを踏まえて、障がいのある方の個性や能力の発揮を促進するために、ジョブコーチ等を活用した支援を行うことや就労への悩みを相談できる交流の場の充実を図ることなどが今後の課題となっています。

(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいのある方の個性と人格が尊重され、市民が障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別等のない環境づくりが重要です。

また、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境の整備について不安があるというヒアリング結果から、災害時に障がいのある方が孤立することのないように、地域全体で支え合う住みやすい環境づくりや、音声のみならず文字などの視覚情報といった、あらゆる障がいに対応した情報伝達手段の整備・強化が求められています。地域で障がいのある方を支えていくためには何が必要なのかを考え、様々な相談や障害福祉サービス等につながるよう、広報やホームページによる情報提供の充実を図るとともに障がいのある方の声をもとに暮らしやすさの向上に努めていく必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

本計画の基本理念と基本目標は、前提となる第 5 期障がい者福祉計画の期間中であることから、 継続して設定します。

<基本理念>

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

- ① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

障がいのある方などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その方が必要とする支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、全ての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指します。

<基本目標>

基本目標1 総合的ケアマネジメント体制の確立

基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

基本目標3 障害福祉サービスの充実

基本目標4 保健・医療サービスの充実

基本目標5 保育・教育施策の充実

基本目標6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

基本目標7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

基本目標8 スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の 社会参加の推進

2. 計画の施策体系

≪基本理念≫ 【障がい者支援・えべつ 21 プラン基本理念】

「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」

- ①障がいのある方を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ②施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

基本目標1:総合的ケアマネジメント体制の確立

【基本施策】 1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供

1-2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実

1-3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実

基本目標2: ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

【基本施策】 2-1 情報提供の充実

2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発

2-3 地域福祉・ボランティア活動の支援

2-4 社会参加の推進

基本目標3:障害福祉サービスの充実

【基本施策】 3-1 訪問系サービスの提供と充実

3-2 日中活動系サービスの提供と充実

3-3 居住系サービスの提供と充実

3-4 コミュニケーション手段の確保

3-5 日常生活用具等の提供と充実

3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実

基本目標4:保健・医療サービスの充実

【基本施策】 4-1 障がいの発生予防、早期発見

4-2 医療・保健サービスとの連携

4-3 早期療育体制の充実

基本目標5:保育・教育施策の充実

【基本施策】 5-1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供

基本目標6:雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

【基本施策】 6-1 就労能力の向上の支援

6-2 就労の確保、待遇の向上促進

基本目標7:障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

【基本施策】 7-1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携

7-2 防災・安全対策の充実

7-3 移動・交通対策の推進

7-4 バリアフリーのまちづくり

基本目標8:スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加 の推進

【基本施策】 8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援

第6章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

1. 令和8 (2026) 年度の成果目標

ここでは、地域生活への移行、一般就労への移行促進や障がい児支援の提供体制等の整備について、令和8(2026)年度末までの目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、国の基本指針に掲げられた目標値を基礎として、江別市の実情に応じた目標値を設定しています。

(1)施設入所者の地域生活への移行

地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続するためには、必要な障害福祉サービス等を提供する体制の整備が必要であり、施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保するほか、日中の活動を支援するサービスの提供体制を確保する必要があります。

このため、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、居住、訪問、日中活動に関する障害福祉サービスの確保に努めるとともに、地域活動に気軽に参加するために、交流の場の確保やボランティアの育成を図り、市民の障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

【曰標值】

項目	数值	備 考
令和4(2022)年度末の 施設入所者数	186 人	令和4(2022)年度末の実績
令和8(2026)年度末の 施設入所者数	176 人	令和8(2026)年度末の見込み
入所から地域生活へ移行 する目標人数	12 人	令和4(2022)年度末の施設入所者数のうち、令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行する累計人数(国の目標は6%以上)
施設入所者数の減少数	10 人	令和8(2026)年度末の見込み (国の目標は令和4(2022)年度末の施設入所者数から5%以上の減)

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期間入院している精神障がいのある方の地域移行、地域定着を図るため、福祉サービスとともに、 訪問看護などの保健・医療サービスなどの充実が求められています。

精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保される仕組みづくりを推進します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の高齢化が進む中、障がいの重度化や生活習慣病の発症、心身の機能低下などに対応することが求められています。障がいのある方が高齢になっても地域で安心して暮らし続けるためには、障がいによる特性と高齢による特性の両面に配慮した支援を行うために、地域生活支援拠点等の整備を推進する必要があります。

また、障がいのある方の高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための体制の充実、相談支援の機能強化、緊急時の受け入れや対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供、専門相談員などの人材の確保や育成、コーディネート機能を強化するための地域の体制づくりを推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の社会参加や就労のニーズに対応するためには、教育機関、福祉機関、企業、農業分野等の関係機関が連携しながら、適切な障害福祉サービス等を提供することが求められています。

一般就労を希望する障がいのある方には、就労するために必要な訓練、求職活動及び職場定着の支援を行う就労移行支援事業や相談支援事業を活用し、福祉施設での就労から一般就労への移行を目指します。一般就労が困難な障がいのある方には、就労継続支援事業を活用し、事業所での訓練を通して一般就労を目指します。一般就労をしている障がいのある方には、就労を続けるうえで生じる様々な課題への対応を行い支援する、就労定着支援事業を活用することで一般就労への定着率向上を目指します。また、啓発活動等の障がいへの理解促進に向けた取組を行い、就労の場の確保・就労支援の充実に努めます。

また、国の基本指針では、就労移行支援事業所を利用して一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすること、就労定着支援事業の利用者数を令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすること、就労定着率が7割以上の事業所全体の2割5分以上とすることを基本としており、本市においてもこれらの目標に合わせて施策を推進していきます。

【目標值】

項目		数值	備 考
加土	(実績)	38 人	令和3(2021)年度末の実績
一般就労移行者	【目標値】	51 人	令和8 (2026) 年度の見込み(令和3 (2021) 年度 実績の1.28 倍以上増加)
就労移行支援 事業(一般就労	(実績)	22 人	令和3(2021)年度末の実績
移行者)	【目標値】	29 人	令和8 (2026) 年度の見込み(令和3 (2021) 年度 実績の1.31 倍以上増加)
就労継続支援	(実績)	8 人	令和3(2021)年度末の実績
A 型事業(一般 就労移行者)	【目標値】	11 人	令和8 (2026) 年度の見込み(令和3 (2021) 年度 実績の1.29 倍以上増加)
就労継続支援	(実績)	8 人	令和3(2021)年度末の実績
B型事業(一般 就労移行者)	【目標值】	11 人	令和8 (2026) 年度の見込み(令和3 (2021) 年度 実績の1.28 倍以上増加)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がいの重度化・多様化に対応する重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センター設置の検討を進めるとともに、市町村中核子ども発達支援センターを中心とした関係機関による連携の強化を図ります。

また、関係機関と連携しながら、難聴児支援体制の充実や障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン*)の推進体制の構築に努めます。

重度の障がいのある児童が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス事業所で 必要な療育や支援を受けられるよう、事業者と連携しながらサービス提供体制の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする児童が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくためには、広域的で多分野にまたがる支援の利用調整が必要となる場合が多いため、医療的ケア児コーディネーターの配置を継続し、北海道等と連携しながら、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

【目標值】

項目		数值	備考
児童発達支援センター(市町村	(実績)	1 箇所	令和5(2023)年度の見込み
中核子ども発達支援センター) の設置	【目標值】	1 箇所	令和8 (2026) 年度の見込み
重症心身障がい児を支援する	(実績)	1 箇所	令和 5 (2023)年度の見込み
児童発達支援事業所	【目標値】	1 箇所	令和8 (2026) 年度の見込み
重症心身障がい児を支援する	(実績)	1 箇所	令和 5 (2023)年度の見込み
放課後等デイサービス事業所	【目標値】	1 箇所	令和8(2026)年度の見込み
医療的ケア児支援のための	(実績)	有	令和5(2023)年度の見込み
協議の場の設置	【目標値】	有	令和8 (2026) 年度の見込み

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある方やその家族が、地域での生活を続けるために、身近にいつでも相談できる窓口が必要です。また、日常生活や社会生活を営むために必要なサービスを自ら選択し利用するためには、わかりやすい情報提供が必要です。

そのため、個々のニーズに応じて障害福祉サービス等利用計画の作成等を支援する相談窓口体制の充実を図り、必要なサービス提供量の確保と人材育成に努めます。

個別の困難事例や地域課題等の情報共有が必要な場合は、関係機関により組織する江別市 自立支援協議会で協議のうえ対応します。

また、あらゆる問題にも対応可能な相談支援機能を備えた基幹相談支援センターの設置について、 検討していきます。

【事業の概要】

区分	内容
相談支援体制の強化	自立支援協議会の相談支援部会や相談支援事業所連絡会において、相 談支援事業者の勉強会を行うなどスキルアップを図ります。
相談支援窓口機能	相談支援機能の強化を図るため、一般的な相談支援に加え、社会福祉 士や保健師、精神保健福祉士等専門的職員を配置します。
指定特定相談支援事業所	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある方を対象に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング*等を実施します。

【目標值】

事業種別		令和2年度~ 令和4年度 (2020~2022) 実績年平均	区分	令和 6 年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談支援体制 の強化	実施回数/年	6	目標値	6	6	6
相談支援窓口機能	実施の有無	有	目標値	有	有	有
指定特定相談 支援事業所	実施箇所数	11	目標値	12	13	14

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合 支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重 要です。

本市では、研修への市職員の積極的な参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査の適正な実施を検討し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築を強化していきます。

【事業の概要】

区分	内容
障害福祉サービス等 に係る研修への参加	国民健康保険団体連合会や北海道が主催する審査支払い研修会、障害 支援区分*認定調査員研修会等に参加しスキルアップに努めます。
障害者自立支援審査 支払等システムを活 用した審査結果の共 有	国民健康保険団体連合会からの一次審査結果情報を基礎資料として、 サービス事業所に対し調査を行い、過誤を調整するとともに、審査情 報を共有し二次審査に活用します。

【目標值】

事業種	直別	令和2年度~ 令和4年度 (2020~2022) 実績年平均	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害福祉サービス等に係る研修 への参加	参加人数/年	3	目標値	4	4	4
障害者自立支援 審査支払等シス テムでの審査結 果の共有	実施回数/年	12	目標値	12	13	14

2. 障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性

(1)障がい者数の推計

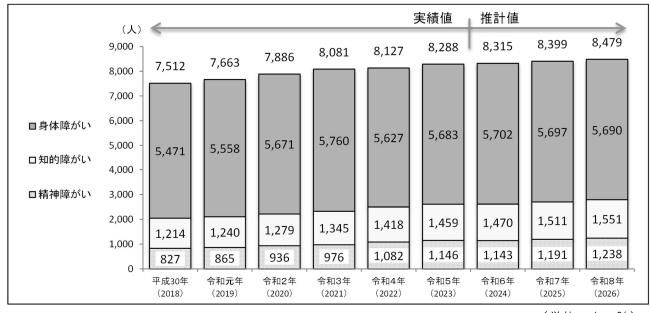
今後の障害福祉サービス等のニーズを把握するため、障がい者数の推計を行いました。

障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数とし、平成 30(2018)年以降、増加傾向にあります。

推計の結果、身体障がい者はおおむね横ばいで推移していますが、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向を続け、第7期障がい福祉計画の終了年度である令和8(2026)年の障がい者の合計は8,479人と見込まれます。

障がい者手帳所持者数の推計結果

- ・身体障がい者は、令和5 (2023)年の5,683人から令和8 (2026)年は5,690人へと7人(0.1%)増加
- ・知的障がい者は、令和5 (2023)年の1,459人から令和8 (2026)年は1,551人へと92人(6.3%)増加
- ・精神障がい者は、令和5 (2023)年の1,146人から令和8 (2026)年は1,238人へと92人(8.0%)増加



(単位:人、%)

		実し積し値						推計 値	Ī
区分	平成	令和							
	30年	元年	2年	3年、	4年	5年	6年	7年、	8年
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
総人口	118, 971	119, 510	119, 883	119, 777	119, 333	118, 776	118, 471	118, 138	117, 766
身体障がい者	5, 471	5, 558	5, 671	5, 760	5, 627	5, 683	5, 702	5, 697	5, 690
総人口比	4. 60%	4. 65%	4. 73%	4. 81%	4. 72%	4. 78%	4. 81%	4. 82%	4. 83%
知的障がい者	1, 214	1, 240	1, 279	1, 345	1, 418	1, 459	1, 470	1, 511	1, 551
総人口比	1. 02%	1. 04%	1. 07%	1. 12%	1. 19%	1. 23%	1. 24%	1. 28%	1. 32%
精神障がい者	827	865	936	976	1, 082	1, 146	1, 143	1, 191	1, 238
総人口比	0. 70%	0. 72%	0. 78%	0. 81%	0. 91%	0. 96%	0. 96%	1. 01%	1. 05%
障がい者計	7, 512	7, 663	7, 886	8, 081	8, 127	8, 288	8, 315	8, 399	8, 479
総人口比	6. 31%	6. 41%	6. 58%	6. 75%	6. 81%	6. 98%	7. 02%	7. 11%	7. 20%

[※]各障がい者数は手帳所持者数各年4月1日現在、令和6 (2024) 年以降は推計値

[※]総人口は住民基本台帳人口各年 10 月 1 日現在、令和 6 (2024) 年以降は推計値

[【]推計方法】障がい者数は、過去の障がい別の手帳所持者数の推移をもとに推計(総人口は、過去の住民 基本台帳人口の推移をもとにコーホート要因法により推計)

(2) 訪問系サービスの提供

【サービスの概要】

区分	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事に関する介護等、自宅での生活全般にわたる 介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事に関する介護、外出時における移動支援等を総合的に 行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の 提供や、移動支援を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより、行動が著しく困難で常時介護が必要な方に、行動の際に必要な援護や移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを 包括的に行います。

【見込量】

サービス種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護	利用人数/月	183	183	185	187
古七川護	総利用時間/月	3, 477	3, 477	3, 515	3, 553
重曲計即入 雜	利用人数/月	9	10	11	12
重度訪問介護	総利用時間/月	1, 375	1, 528	1, 681	1, 834
同行援護	利用人数/月	14	14	14	14
	総利用時間/月	308	308	308	308
行動援護	利用人数/月	32	38	45	51
1〕 刬 饭 碊	総利用時間/月	416	494	585	663
重度障害者等包括	利用人数/月	1	1	1	1
支援	総利用時間/月	33	33	33	33

[※]令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

(3)日中活動系サービスの提供

【サービスの概要】

区分	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事に 関する介護や創作活動、生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや 歩行等の訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)対象者の地域移行に向けて、生活能力等を維持、向上するための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識 や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就 労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向 けた支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7(2025)年10月1日開始予定)
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の 管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せ つ、食事に関する介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	利用人数/月	404	405	409	413
土石刀喪	延利用日数/月	8, 221	8, 347	8, 537	8, 729
白 去 訓 体 (利用人数/月	1	1	1	1
自立訓練(機能訓練)	延利用日数/月	23	23	23	23
自立訓練(生活訓練)	利用人数/月	9	9	9	9
	延利用日数/月	135	135	135	135
定 近刑 白 立 訓 结	利用人数/月	2	2	2	2
│宿泊型自立訓練 │	延利用日数/月	62	62	62	62
.	利用人数/月	87	93	100	107
就労移行支援	延利用日数/月	1, 524	1, 630	1, 752	1, 875
就労継続支援(A型)	利用人数/月	110	123	137	152
机力枢机又接(A 型)	延利用日数/月	2, 315	2, 460	2, 740	3, 040
就労継続支援(B型)	利用人数/月	462	487	515	543
机力松杭又货(口型)	延利用日数/月	8, 005	8, 618	9, 303	9, 774
就労定着支援	利用人数/月	28	28	28	28
療養介護	利用人数/月	21	21	21	21
短期入所	利用人数/月	54	59	65	70
(ショートステイ)	延利用日数/月	320	350	385	415

※令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

(4) 居住系サービス

【サービスの概要】

区分	内容
自立生活援助	施設入所支援やグループホームを利用していた障がいのある方が、 支障なく居宅生活を行えるように、一定期間、定期的な巡回訪問や 随時の相談等により、必要な情報の提供や助言を行います。
グループホーム	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入 浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事に関 する介護等を行います。

【見込量】

サービスを	種別	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立生活援助	利用人数/月	1	1	1	1
グループホーム	入居人数/月	289	295	302	310
施設入所支援	入居人数/月	185	182	179	176

[※]令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

(5)相談支援

【サービスの概要】

区分	内。容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する方を対象に、サービス等利用計画の作成や障害福祉サービス等事業者と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者や入院中の精神障がいのある方を対象に、地域生活に 移行するための相談や、地域生活の準備のために外出する同行支援、 入居支援等、地域生活に向けた準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の方や家庭の状況等により支援を受けられない方を対象に、常 時連絡体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応等、安定 した地域生活のための相談支援を行います。

【見込量】

サービス種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	利用人数/年	829	832	840	848
地域移行支援	利用人数/年	1	1	1	1
地域定着支援	利用人数/年	1	1	1	1

[※]令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

(6) 今後の取組の方向性

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの程度、支援ニーズ、ライフステージ^{*}、家庭状況に応じて障害福祉サービスを効果的に利用することが重要となります。

障害福祉サービスの効果的な利用は、その家族等の身体的な負担を軽減し、精神的な不安を 解消することにつながり、障がいのある方が、長期間、地域での生活を継続するために必要なことです。

このようなことを踏まえ、障がいの特性に応じて制度や各種サービスについてわかりやすい情報提供に努め、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービスの提供に向け、事業所や関係機関等との連携を強化し、計画相談支援事業所と協議しながら、必要なサービスの確保に努めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方、医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方などに対し適切な支援を提供するためには、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが重要となることから、江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを活用して、障がいのある方への支援に向けた情報・意見交換を行うなど、関係機関との連携を図るとともに、障害福祉サービスの効果的な利用につながるよう相談支援体制の強化に努めます。

【サービスの量の確保のための方策】

区分	内容
訪問系サービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に 把握し、必要なサービス量の確保に努めます。
日中活動系サービス	障がいのある方が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行 を推進するために引き続き日中活動の場の確保に努めます。
居住系サービス	市内の障害福祉サービス事業者と連携して計画的な整備を進めると ともに、地域において障がいのある方が生活することへの理解を深 めるための啓発に努めます。
相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に 把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しなが ら、必要なサービス量の確保に努めます。

3. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性

(1)障害児通所支援等の提供

【サービスの概要】

【リーに入の似女】	
区分	内。容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、 集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に、授業終了後または休日に、生活能力向上のた めに必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいの ある児童や保育所等の職員に対し、集団生活に適応するための専 門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童 発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達 支援	障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における 発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する全ての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング等を行います。

【見込量】

サービス和	重別	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	利用人数/月	357	359	362	366
· 允里先连又货 	延利用日数/月	2, 602	2, 616	2, 638	2, 667
放課後等デイサービス	利用人数/月	625	631	641	652
	延利用日数/月	6, 173	6, 232	6, 331	6, 440
保育所等訪問支援	利用人数/月	13	14	15	16
体目的专动向义族	延利用日数/月	16	17	18	19
医療型児童発達支援	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達	利用人数/月	3	3	3	3
支援	延利用日数/月	3	3	3	3
障害児相談支援	利用人数/年	950	958	970	985

※令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

(2) 今後の取組の方向性

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいがある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、成長の過程にあるこの時期は、本人の状態の変化や周辺環境の変化が著しく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす保育や教育による支援はもとより、乳幼児期から学校卒業時までの一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が綿密に連携し、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

今後も発達支援が必要な児童やその家族への支援は重要であることから、電話や相談の場などの各種相談体制や、障害児通所支援サービス等各種支援体制の充実を図るとともに、重層的な地域支援体制づくりのために、地域の療育の関係機関に支援等を行う中核的な役割を担う、児童発達支援センターもしくは同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの支援体制の充実等、関係機関と連携しながら発達支援体制を推進していきます。

【サービスの量の確保のための方策】

区分	内容
児童発達支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
放課後等デイサービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
保育所等訪問支援	必要なサービス提供体制は確保されているため、今後も引き続き サービス量の確保に努めます。
医療型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協 議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
居宅訪問型児童発達 支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協 議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
障害児相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性

(1) 地域生活支援事業の提供

【事業の概要】

【事業の概要】	
区分	内容
理解促進研修·啓発 事業	市民に対して障がいに対する理解を深めるための研修·啓発事業を実施します。(こころのバリアフリー教室 [*])
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。 (精神障害者ボランティア団体活動支援事業)
相談支援事業	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行い、自立した日常生活を営むことができるように支援します。 (障害者相談支援事業、障害者就労相談支援事業、精神障害者相談員設置事業)
成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的または 精神障がいのある方に対し、市長申立てや費用助成等により、成年後 見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある方等に、手話通訳等の 方法により意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を行います。 (手話通訳者・要約筆記派遣事業、手話通訳者設置事業)
日常生活用具給付等 事業	重度の障がいのある方等が、在宅での不便を解消し、日常生活を行う ために必要な日常生活用具を給付します。
奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者 として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕 員の養成を行います。 (ボランティア人材養成事業)
移動支援事業	障がいのある方の余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできる よう移動支援を行います。
地域活動支援 センター	障がいのある方等の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会と の交流活動等を行います。
訪問入浴サービス 事業	自宅等で入浴が困難な在宅の重度身体障がいのある方を対象に移動 入浴車が訪問して、入浴サービスを行います。
生活訓練事業	障がいのある方に対し、日常生活上必要な訓練及び指導を行います。
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に、障がいのある方の日中にお ける活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
レクリエーション 活動等支援事業	障がいのある方等の交流、余暇活動の質の向上等のためレクリエーション活動を支援します。(身体障害者スポーツ教室・大会開催事業)
点字・声の広報等 発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点字や音声により情報提供を行います。 (障害者社会参加支援事業)
障害者支援区分認定 等事務事業	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等 事務の適切な実施を行います。
自動車運転免許 取得·改造助成事業	障がいのある方の社会参加の促進のため、自動車運転免許の取得及び 自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
医療的ケア児等総合 支援事業	医療的ケアが必要な障がいのある児童などが、安心して過ごせる環境 づくりを支援します。
重度訪問介護利用者 の大学修学支援事業	重度の障がいのある方が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等の提供を行います。

【見込量】

【兄込重】							
	事業種別		令和 5年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	
理	里解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	
相談支援事業		実施箇所数	3	3	3	3	
成年後見制度利用支援事業		実利用人数/年	8	8	8	8	
意	意思疎通支援事業						
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数/年	70	71	72	73	
	手話通訳者設置事業	実設置者数/人	1	1	1	1	
E	3常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	給付件数/年	16	16	16	16	
	自立生活支援用具	給付件数/年	42	42	42	42	
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	26	26	26	26	
	情報·意思疎通支援用具	給付件数/年	47	47	47	47	
	排泄管理支援用具	給付件数/年	3, 865	3, 878	3, 874	3, 870	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	7	7	7	7	
奉仕員養成研修事業							
	手話奉仕員	修了者数	43	44	45	46	
	要約筆記奉仕員	修了者数	9	9	9	9	
	点訳奉仕員	修了者数	6	6	6	6	
	朗読奉仕員	修了者数	46	47	48	49	
I	りむ ナ 松 キ 火	実利用人数/年	188	188	190	192	
杉	多動支援事業	延利用時間/年	11, 301	11, 301	11, 421	11, 542	
1.1		実施箇所数	1	1	1	1	
ᆁ	2域活動支援センター	実利用人数/年	10	10	10	10	
訪問入浴サービス事業		実利用人数/年	6	6	6	6	
4	· 活訓練事業	参加人数/年	6	6	6	6	
日中一時支援事業		実利用人数/年	167	168	170	171	
L	· クリエーション活動等支援事業	参加人数/年	370	375	380	385	
点字・声の広報等発行事業		実施の有無	 有	有	有	有	
障	宣害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	有	有	有	 有	
É		実利用人数/年	2	2	2	2	
鱼		実施事業所数	1	1	1	1	
	i度訪問介護利用者の大学修学支援 ⋤業	実利用人数/年	0	1	1	1	

※令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

(2) 今後の取組の方向性

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいの程度、生活状況、ライフステージ等、一人ひとりの事情に合わせた適切な情報提供やアドバイスが必要です。

そのために、各種制度や障害福祉サービスの利用等について対応できる体制を整備し、総合的な相談支援事業を継続して実施します。また、障がいのある方の家族等の介護者からの相談に対応することにより、不安の解消を図ります。

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種制度や障害福祉サービスについて情報提供を行い、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービス提供に向け、地域の事業者と協議しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

また、地域で生活する障がいのある方が、気軽に創作活動や生産活動、交流活動などを行う地域活動支援センターについては、利用者の意向や障がいの状況にあわせて活動の場を選択できるよう、地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえ、拡大を目指します。

障がい福祉に関する課題については、安全対策、就労・教育等の幅広い分野での対応が必要となるため、関係機関により組織する江別市自立支援協議会を活用していきます。

【事業量の確保のための方策】

区分	内容			
地域生活支援事業	関係機関と連携して支援体制を整備し、引き続き必要な量のサービスを提供できるよう確保に努めるとともに、広くわかりやすい情報 提供を行うことにより利用の促進に努めます。			

第7章 計画の実現に向けて

1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1)地域における支え合いの強化

障がいのある方が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続して送るためには、地域における 孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

身近にいる障がいのある方の障がい程度や、緊急時における支援の必要性等を地域の方が認識できるよう、地域における交流の場や身近な活動に参加するなど、日頃から地域のつながりを持つことが大切です。そのため、地域の方に対して障がいのある方への見守りや災害時の避難支援が円滑に進むように働きかけを行うとともに、地域の方にあらかじめ自身の状況を把握してもらう「避難行動要支援者避難支援制度」の利用を推進し、避難行動要支援者ごとに具体的な避難経路や避難支援者などを定めた「個別避難計画」の作成により、災害時に自力で避難することが困難な方が安全に避難できるよう支援体制づくりを進めます。

また、災害が発生し、避難の長期化が予想される場合、通常の避難所で生活することが困難な障がいのある方が、より整った環境で避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置・ 運営や社会福祉施設、医療機関等、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

さらに、障がいのある方の地域生活への移行を推進するため、江別市自立支援協議会等による協議の場の確保を目指し、近隣市との連携や圏域での対応を含め、障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障がいに対する理解促進及び社会参加の推進

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進し、 障がいのある方の社会参加を推進するための取組を進めていくことが重要です。

市では、平成30(2018)年に「江別市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識を市民に広めるほか、手話の研修会を実施するなど、手話の普及・啓発に努めています。

また、令和 2 (2020) 年からは、重度障がい者が大学で修学するために必要な身体介護等のサービスを提供する、「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」を開始したところであり、これからも障がいのある方の社会参加を推進していきます。

(3) 虐待の防止と権利擁護の推進

平成 23 (2011) 年 6 月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の趣旨を踏まえ、障がいのある方への虐待防止のための取組を推進します。

また、平成25(2013)年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法*)の改正法が令和6(2024)年4月から施行されることに基づき、 障がい者差別の解消をはじめ、市民の理解促進等への取組を推進していきます。

(4) 就労支援の充実

障がいのある方の自立支援の観点から、入院している方や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するための支援や就労支援などの課題に対応するため、社会資源の活用など、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制づくりに努めます。これにより、地域社会への参加及び一般就労への移行、定着への推進を図っていきます。

2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1)達成状況の検証及び評価

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会を形成するため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々の障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて事業所等の意見を聞きながら、計画の分析・評価(PDCA サイクル*)を行い、必要がある場合にはサービス量などについて、計画の見直しなどを実施します。

(2)支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、国、北海道、他市等との情報交換等により、行政の連携を強化するとともに、障がいのある方、障害福祉サービス等事業者、関係機関等で組織する江別市自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、支援体制の強化を図ります。

(3) 財政基盤の確立

障がい福祉施策を推進するに当たっては、障がいのある方の意向や障害福祉サービス等事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道と協議のうえ、必要な財源について適切に確保するように努めます。

また、各種施策については、国等の動向を注視しながら、市の中長期的な財政状況や地域の状況等も勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

資料編

資料 1 障がい者支援・えべつ 2 1 プラン (第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画) 策定経過

年	月	策 定 経 過
令和5年	6月	第1回 江別市障がい福祉計画等策定委員会
(2023)		○委嘱状交付
		○正副委員長選出
		○計画概要説明
		○団体ヒアリングの実施について説明
	7月	第2回 江別市障がい福祉計画等策定委員会
		○現行計画の進捗状況について
		○団体ヒアリングの実施について協議
	8 ~	 団体ヒアリングの実施(実施期間8月29日、8月31日~9月1日)
	9月	国体にアラブアの実施(実施新聞の月29日、0月31日で9月1日)
	11月	第3回 江別市障がい福祉計画等策定委員会
		○団体ヒアリングの実施について報告
		○計画(素案)について協議(1)
	11月	第4回 江別市障がい福祉計画等策定委員会
		○計画(素案)について協議(2)
		○パブリックコメントの実施について説明
令和6年	1月	計画(案)のパブリックコメント実施(募集期間12月25日~1月23日)
(2024)	1月	第5回 江別市障がい福祉計画等策定委員会
		○パブリックコメントの実施結果について報告・協議
		○計画(案)について最終協議
	3月	計画策定

資料 2 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

(任期:令和5 (2023)年6月30日から令和6 (2024)年3月31日)

区 分	所 属 団 体	氏名	備考
学識経験者	札幌学院大学	大久保 薫	委員長
	江別市自立支援協議会相談支援部会	鹿島 聡美	
	江別市自立支援協議会就労支援部会	川田 純	
	江別市自立支援協議会子ども部会	松本 拓生	
	江別市社会福祉協議会	佐藤 貴史	副委員長
各種団体関係者	江別身体障害者福祉協会	辻岡 雅子	
· 计程则体制标句	江別手をつなぐ育成会	内舘 佳子	
	江別あすか福祉会	松井 秀子	
	江別市小中学校長会	近藤 弘隆	
	江別市健康福祉部子育て支援室 子ども発達支援センター	谷藤 弘知	
	江別市健康福祉部子育て支援室 子育て支援センター事業推進担当	伊藤 ひとみ	
市民公募		赤川 和子	
が以口が		川岸 尚史	

(順不同、敬称略)

資料3 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市における障がい福祉の推進を図ることを目的として、江別市障がい福祉計画等策 定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 江別市障がい福祉計画の策定及び見直しに関する事項
 - (2) 江別市障がい者福祉計画の策定及び見直しに関する事項
 - (3) 江別市障がい児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい福祉の推進を図るために必要と認められる事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体等
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、各期計画開始の前年度末日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。
- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員長は、委員会の会議(以下「会議という」。)を招集し、会議の議長を務める。
- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その説明又は 意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附 則(平成20年9月9日)

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

附 則(平成29年4月19日)

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、江別市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に 関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

- 第2条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴者受付簿(個人用)(様式第1号)に記入し、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 傍聴者が団体の場合は、代表者又は責任者がその団体の名称、人員、自己の住所を傍聴者受付簿(団体用) (様式第2号)に記入し、委員長の許可を受けなければならない。
- 第3条 委員長は、必要と認めたときは審議会の傍聴者数を制限することができる。

(入場することができない者)

(傍聴者数の制限)

- 第4条 次に該当する者は入場することができない。
 - (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
 - (2) 酒気を帯びている者。
 - (3) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。

(傍聴者が守るべき事項)

- 第5条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批判を加えないこと、又は賛否を表明しないこと。
 - (4)帽子類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を受けたときは、この限りではない。
 - (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の禁止)

第6条 傍聴者は傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、 特に委員長の許可を受けたものは、この限りではない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、委員長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、 これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

附 則(平成20年9月9日)

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

資料 5 市民意見公募(パブリックコメント)の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	令和 5(2023)年 12 月 25 日(月)から令和 6(2024)年 1 月 23 日(火)まで
提出者数	5名
提出件数	6件

■意見の反映状況

区分	意見の反映状況	件数
Α	意見を受けて案に反映したもの	0
В	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	3
С	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	1
D	案に取り入れなかったもの	0
Е	その他の意見	2
	合 計	6

■いただいたご意見の内容等

(できるだけ正確に表すため、個人を特定できる箇所や本計画案に関するご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。)

○障がい者支援・えべつ21プラン(案)について

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	2024年秋から紙の保険証が廃止され、マイナ保険証に統一されるといった動態的な国の政策により、障がいをお持ちの方で困惑されているといった方もおられるでしょう。私も睡眠障害で通院しており、現在自立支援医療受給者証を使って医療を受けさせていただいております。かつて福田康夫政権のとき、国は「自立と共生」というスローガンのもと社会福祉政策を進めてきました。我が家は江別市に移り住む前は美唄市に住んでいました。美唄は福祉のまちとして有名な自治体です。諸制度に絡む広報活動も含め、どうか自治体と患者が共に生きる姿勢に積極的な市政・市制であってほしいです。	『第5章 計画の基本的な考え方』に記載のとおり、本計画の基本理念は「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」であり、全ての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指しております。この基本理念に基づき、地域で障がいのある方を支えていくためには何が必要なのかを考え、様々な相談や障害福祉サービス等につながるよう、広報などによる情報提供の充実を図るとともに障がいのある方の声をもとに暮らしやすさの向上に努めていきます。	В

連番	意見の内容	市の考え方	区分
2	僕は精神障害者で手帳があり、近所から自分が悪く言われていると思った時期もあるけど自分の障害を明かしていました。そしたら誰一人障害を患い、障害福祉サービスのお世話になっていることを悪く言う人がいなかったです。 また、以前アルバイトをしていた会社では、精神障害への理解がなかった。職探しをするならば、障害者雇用を考えているが、精神障害への理解がもっと進んでほしい。	『第4章 障がい福祉の課題』に記載のとおり、障がいのある方の個性と人格が尊重され、市民が障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別等のない環境づくりが重要であると認識しています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正法が令和6年4月から施行されることに基づき、市といたしましても障がい者差別の解消をはじめ、市民の理解促進等への取組を推進していきます。	В
3	先日、子供の自立支援の更新手続きで障がい福祉課に行き、たまたまこのプランを目にしました。具体的ないだろうなど、よく考えられていると感じました。只の方が目にする事はないだろうと思いた。 周りの人に障がいを知って貰う事、困ってした。 周りの人に障がいを知って貰う事、困らじますが、る本人、家族が知る事がとある事だとあられていました。 私は札幌の家族会に所属していましているに別から直接の情報がいりではなく、ですいる江別から直接の情報がありではならいです。今は病気もわかり障がい者手帳を持っていますが、発症当時(16年前)、相談えませんでした。やっとお話を聞いてくれたのはました。やっとお話を聞いてくれたのはました。やっとお話を聞いてくれたのはました。やっとお話を聞いてくれたのはました。やっとお話を聞いてくれたのはもしてきていると思いますが、相談のしやすさ、窓口へのいきやすさ、人と望みます。又、委員会名簿の中に精神障がいの団体がない事に残念に思いました。	『第4章 障がい福祉の課題』に記載のとおり、本計画の策定における障がい福祉の課題として、相談支援体制を充実させていく必要があるとしており、『第6章第7期障がい福祉計画』において、相談支援体制をである。	В

連番	意見の内容	市の考え方	区分
	デジタルにまつわる話が全くないのだけれ	本計画は、障害福祉サービスや児童	
	ど?	通所支援の提供に関する具体的な見込	
	障がい者や ALS 患者などが働く、オリヒ	量やサービスを確保するための方策を示す	
	メについてはご存じだろうと思います。 デジタ	ものでありますので、障がい分野におけるデ	
	ル技術で世界を拡張する素晴らしい技術	ジタル技術の活用に関する必要な取組や	
	ですね。 AI は2023年に chatGPT が	方針などについては、市の障がい者・障が	
	3. 5から4へと実用レベルになり、またロ	い児施策の方向性を示す基本計画であ	
	ボット技術も急激に進歩しているようです。	る『江別市障がい者福祉計画』(計画	
	その中で、今回の資料にはデジタル技	期間:令和3年度~令和8年度)の	
	術によるサポートやチャレンジについて何の	見直しの際に、記載することを想定してお	
	記述も有りませんでした。現場の障がい者	ります。	
	やそのサポートの人たちが目の前の事に追		
	われて、デジタル技術による恩恵を受ける		
	チャンスを逃してるのではないでしょうか。		
	市として計画を作るのであれば、最先端		
	の AI やロボットの技術が障がい者へのどの		
	様な助けになるかを研究し、紹介し、出来		
	れば体験させるための取り組みを入れるべ		
	きではないでしょうか。		
4	また、生活支援事業に手話や点字翻		С
	訳、要点筆記、朗読などが有るが、これら		
	はすでにデジタルで対応が可能な得意分		
	野です。ここに人的資源や費用をかける必		
	要は徐々になくなります。市として事業のコ		
	ントロールをする必要が有ると思います。		
	デジタルは人と違って冷たいとか、人と触		
	れ合うことによる癒しが有るとか情緒的に		
	優位性があるという人がいますが、それは		
	│過去の思い込みで今日現在の技術では │ないでしょう。 その為の研究は行われて		
	ないくしょう。その気の研えは11かれて 日々進化しています。半年で変わる世界		
	ロ々進化しています。十千で多りる世介 です。		
	しゅ。 障がい者を実験台にしろとは言いません		
	が、使えるものはどんどん試してみましょう。		
	このような技術は、数年で人間よりも優秀		
	で低コストになります。		
	言葉は悪いですが、2030年のシン		
	「三米は恋いとすが、2000年のフラー ギュラリティの後は、AI に比べたら人間全て		
	が障がい者みたいなものかもしれませんよ。		

連番	意見の内容	市の考え方	区分
5	障がい者の方がより社会参加出来るよう、市の体育館、プールを利用する際、障がい者手帳の掲示で利用料を無料にしていただきたいです。 理由は、1.運動することは障がい者の方の生きがいや健康維持につながるが、時がい者の方々の中には所得が低い方も多く、利用料が経済的負担になってしまうため。2.基本目標8にスポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方のが、この施策が障がいる方の推進とあり、この施策が高と考えたため。3. 札幌市、北広島市、市の市ではすでにこの施策を取り入れていない。そのため、取り入れることが出来れば、江別市の福祉サービスのさらなる向上につながり、障がい者の方々にとってより住みやすい街になると考えたため。	既に市が設置する体育館・プールの使用料については、江別市体育施設条例の規定により、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方は無料として取り扱われております。	E
6	障害者の運賃割引について、精神障害者にもJRやバスに適用されるようにしてほしい。	JRの運賃割引については、精神障がい者にも適用されるよう、これまでも国会においても取り上げられており、国の考え方は、運賃割引は各運営事業者の判断によるものであるため、国としても精神障がい者に対して運賃割引を導入するよう各事業者に協力を求めているとのことであります。 市といたしましても、精神障がい者にも運賃割引が適用されるよう、市内バス事業者に対して毎年、要望しているところであり、今後につきましても要望を継続してまいります。また、JRに関しては、国の動向を注視してまいります。	E

資料 6 特別支援学級設置状況

■小学校

単位:人

■小子权			令和 3 ()	2021)年	令和4(2022)年	令和 5 (2023) 年
学校名	障がい 区 分	設置 年月	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
江別第一	知 的	H28.4	1	4	1	4	2	10
小学校	自閉症・情緒	H28.4	2	9	2	11	2	11
, , , ,	病 弱	H31.4	1	1	1	1	1	1
江別第二	知 的	H21.4	2	10	2	13	2	12
小学校	自閉症・情緒	H20.4	2	12	2	12	2	15
, , , ,	病 弱	H31.4	1	1	1	1	1	1
豊幌小学校	知 的	H27.4	1	2	1	1	1	1
豆恍小子仪	自閉症・情緒	H27.4	1	3	1	2	1	3
	知 的	H24.4	2	11	2	12	2	13
江別太小学校 -	自閉症・情緒	H24.4	2	10	2	12	2	11
<u> </u>	肢 体	H26.4	1	1	1	2	1	2
	病弱	R2.4	1	1	1	2	1	2
	知 的	H19.4	1	3	1	5	1	7
上应小学 技	自閉症・情緒	H19.4	1	8	2	10	2	10
大麻小学校	肢 体	H21.4	1	1	1	1	1	1
, Γ	弱視	R4.11	-	_	1	1	1	1
	知 的	H27.4	2	11	2	12	2	11
対雁小学校	自閉症・情緒	H27.4	2	11	2	10	2	12
,	弱視	R2.4	1	1	1	1	1	1
	知 的	H19.4	1	3	1	7	2	9
東野幌小学校	自閉症・情緒	H19.4	2	9	1	4	1	6
,	病弱	R4.4	-	_	1	1	1	1
11. 334 4	知的	H27.4	1	2	1	7	2	9
大麻東小学校	自閉症・情緒	H27.4	1	6	1	4	1	3
	知的	H27.4	1	4	1	1	1	2
	自閉症・情緒	H26.4	1	2	1	2	1	2
大麻西小学校	肢 体	H28.4	1	1	0	0	0	0
, –	病弱	R3.4	1	1	1	1	1	1
	知的	S52.4	2	16	2	13	2	9
	自閉症・情緒	S52.4	1	5	1	4	1	5
中央小学校	弱視	H30.4	1	1	1	1	1	1
	 病 弱	H31.4	1	1	0	0	0	0
	知的	S53.4	1	5	1	4	1	4
大麻泉小学校	自閉症・情緒	S53.4	2	9	2	9	2	9
	病弱	R4.4	_	_	1	1	1	1
	知的	H24.4	1	4	1	6	1	7
野幌若葉	自閉症・情緒	H24.4	2	11	2	12	2	13
小学校 -	病弱	R1.8	1	1	1	1	1	1
11. 14. 1. 32. 14.	知的	R5.4	_	_	_	_	1	1
北光小学校	自閉症・情緒	H28.4	1	1	1	1	1	1
	知的	H26.4	1	2	1	3	1	5
文京台小学校	自閉症・情緒	H28.4	2	9	2	9	2	9
	病弱	H30.4	1	1	1	1	1	1
いずみ野	知的	H30.4	1	3	1	5	1	4
小学校	自閉症・情緒	H26.4	1	6	1	8	1	6
	知 的	H26.4	1	5	1	5	1	8
上江別小学校	 自閉症・情緒	H26.4	2	11	2	10	2	11
		H29.4	1	2	1	2	0	0
Į.								

■中学校 単位:人

			令和 3 (2	2021)年	令和4(2	2022)年	令和 5 (2	2023)年
学校名	障がい 区 分	設置 年月	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
	知 的	S33.4	1	3	1	2	1	7
江別第一	自閉症・情緒	S51.4	1	2	1	3	1	2
中学校	病 弱	H26.11	1	1	1	1	1	1
	肢 体	R5.4	_	_	_	_	1	2
\T DI & -	知 的	H19.4	1	3	1	7	1	7
江別第二 中学校	自閉症・情緒	H20.4	1	8	1	5	1	3
十 子 仅	病 弱	R5.4	-	-	-	=	1	1
\T DI & -	知 的	H27.4	1	4	1	3	1	7
江別第三 中学校	自閉症・情緒	H28.4	1	1	1	2	1	2
十 子 仅	肢 体	R2.4	1	1	1	1	0	0
野幌中学校	知 的	H26.4	1	4	1	3	1	1
1 野院中子校	自閉症・情緒	H27.4	1	2	1	4	1	6
	知 的	H21.4	1	5	1	6	1	4
 大麻中学校	自閉症・情緒	H22.4	1	8	1	7	1	8
八州中子仪	病 弱	H31.4	1	1	1	1	1	1
	肢 体	R3.4	1	1	1	1	1	1
大麻東中学校	知 的	S54.4	2	10	2	9	2	9
八州宋甲子仪	自閉症・情緒	S58.4	1	1	1	1	1	2
	知 的	H26.4	1	8	2	9	1	7
 江陽中学校	自閉症・情緒	H27.4	1	8	2	9	2	12
江陽甲子仪	病 弱	R3.4	1	1	1	1	1	1
	肢 体	R5.4	-	-	-	=	1	1
	知 的	H27.4	1	4	1	7	2	11
中央中学校	自閉症・情緒	H27.4	1	7	2	13	2	13
	病 弱	R4.4	-	_	1	1	1	1
中学校計			22	83	26	96	28	110
合 計			79	304	84	331	89	364

資料:江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

■通級児童数 単位:人

	令和3(2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年
学校名	通級児童数	通級児童数 通級児童数 通級児童	
大麻東小学校(ことば)	25	26	27
大麻東小学校(まなび)	36	36	34
中央小学校(ことば)	40	46	44
江別第一小学校(まなび)	44	45	46
江別第二小学校(まなび)	-	29	56
合計	145	182	207

資料:江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

資料7 江別市内障害福祉サービス等事業所一覧

(えべつつなび 江別市福祉事業所ガイドブック 令和5年版から抜粋)

** 相談と計画作成

事業所名	ページ	が ずばんごう 地図番号 いまぎい (所在エリア)	計画作成 *** *** (18歳未満)	けいかくさくせい 計画作成 きい い じょう (18歳以上)	e y だんしえん 相談支援	就労相談	精神障がい 戦のかっそうだん 生活相談
^{しょう} しゃし ぇゎ 障がい者支援センター	16	1 (A3)			0		
すてら	16	6 (D3)				0	
あすか(相談)	17	3 (E3)					0
けいかく そうだん いきいき(計画・相談)	17	1 (A3)		0	0		
はいはい	18	62 (D4)		0	0		
ウィズ明日	18	4 (E3)	0	0	0		
ゅかゆい ろ けいかく 夢結路(計画)	19	77 (F4)		0			
のっぽろ	19	33 (D3)		0			
こ はったっ し えん 子ども発達支援センター	20	7 (E3)	0				
ゆーべる	20	11 (B3)	0	0			
てまりの華(計画)	21	55 (E2)	0	0			
かれん	21	37 (D3)	0	0			
 きずな(計画)	22	98 (F3)	0	0			T

>>> 18歳未満の方

事業所名	ページ	* * * ばんごう 地図番号 しょざい (所在エリア)	じどうにったっ しえん 児童発達支援	かな課後等 が課後等 デイサービス	日中一時支援	# いくしょとう 保育所等 ほうもんし えん 訪問支援
あゆみ	23	7 (E3)	0	0		0
こだま	23	8 (E3)	0			0
こだま分室	23	9 (B3)	0			0
ビリーブ野幌	24	10 (D5)	0	0		
ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24	17 (C3)	0	0		
ぶんきょうだい クオレ文京台	25	11 (A3)	0	0		
きずな大麻	25	12 (A3)	0	0		
	26	39 (E2)	0	0		
きずな 寿	26	53 (D2)	0	0		
しんえいだい きずな新栄台	27	80 (D2)	0	0		
きずな緑町	27	98 (F3)	0	0		
ぽなぽな	28	13 (D4)	0			
ちりちり	28	13 (D4)		0		
すぽ・まい	28	14 (D4)	0	0		
すば・まい東野幌	29	40 (D4)	0	0		
ラブアリス江別校(1組、2組、3組、Teens)	29	41 (D4)	0	0		
きらきら江別	30	42 (D3)	0	0		
きらきら幸町	30	54 (D3)	0	0		
あどばんす	31	81 (C3)	0	0		
てらこやキッズクラブ	31	43 (D3)	0	0		
てらこやジュニアクラブ	32	82 (D4)	0	0		
_{りラスえべつ} あんあんclass江別ルーム	32	78 (D4)	0	0		
あんあんclassおおあさルーム	33	99 (B3)	0	0		
ことのは発達相談室	33	31 (D3)	0	0		0
第2ことのは発達相談室	34	96 (D3)	0	0		0
コペルプラス野幌教室	34	89 (D3)	0	0		
こどもねっとおおあさ	35	44 (B3)	0	0		0
みらくる	35	90 (D3)	0	0		
はなえみ	36	94 (E3)	0	0		
ごーるでんえっぐ野幌	36	75 (D3)	0	0		
ごーるでんえっぐ野幌 II	37	89 (D3)	0	0		
てまりの華(児童)	37	55 (E2)	0	0		
かりんの華(児童・生活介護)	38	55 (E3)	0	0		
きみの音	38	69 (D3)	0	0		
ສຣຸນ mirai	39	83 (G4)	0	0		
^{かぜ おか じとう} 風の丘(児童)	39	66 (D3)	0	0	0	
らいぶ(児童)	40	4 (E3)		0	0	

>>> ヘルパーと移動支援

*	
> 日中活動とも	にったったっと
すまい	

事業所名	ページ	ち す ばんごう 地図番号 いまざい (所在エリア)	じとうはったっ しえん 児童発達支援	放課後等 デイサービス	にっちゅういち じ し えん 日中一時支援	g いくしょとう 保育所等 gうもん b えん 訪問支援
かえで kaede	40	15 (C3)		0	0	
いきいき(日中一時)	41	1 (A3)			0	
キッズくらぶパンダ	41	50 (F3)			0	
スノーバード	42	25 (A4)			0	
グラシアス Gracias	42	76 (B3)			0	

事業所名	ページ	ち ず ばんごう 地図番号 (所在エリア)	きょたくかい ご 居宅介護	重度訪問介護	移動支援	こうどうえん ご行動援護	_{どうこうえん ご} 同行援護
はるケアサービス	41	50 (D2)	0	0	0		
スノーバード	42	25 (G5)	0		0		
グラシアス Gracias	42	76 (B3)	0	0	0		
っぽう ニチイ野幌	43	19 (D3)	0	0	0		0
ぇ べっもこう が まか ニチイ江別向ケ丘	43	20 (E3)	0	0	0		
いきいき(ヘルパー)	44	1 (A3)	0	0	0		
 わかくさ	44	21 (F3)	0	0	0		
 おおあさ	45	22 (B3)	0	0	0		
はばたき	45	24 (E3)	0		0		
げんき	46	45 (D3)	0		0		
pin うた 結の謌	46	77 (F4)	0	0			0
も 萌えぎ野西(ヘルパー)	47	16 (G4)	0	0			
おもてなし茳΄別	47	57 (A3)	0	0			
リフレえべつ	48	7 (E3)			0		
ラ ・ ムーン	48	67 (D2)	0	0			
 おんみ	49	65 (C3)	0	0	0	0	
愛こと葉	49	18 (B3)	0	0			
	50	27 (E4)	0	0		T	0
まいるどぴーす	50	69 (D3)	0		0	0	0

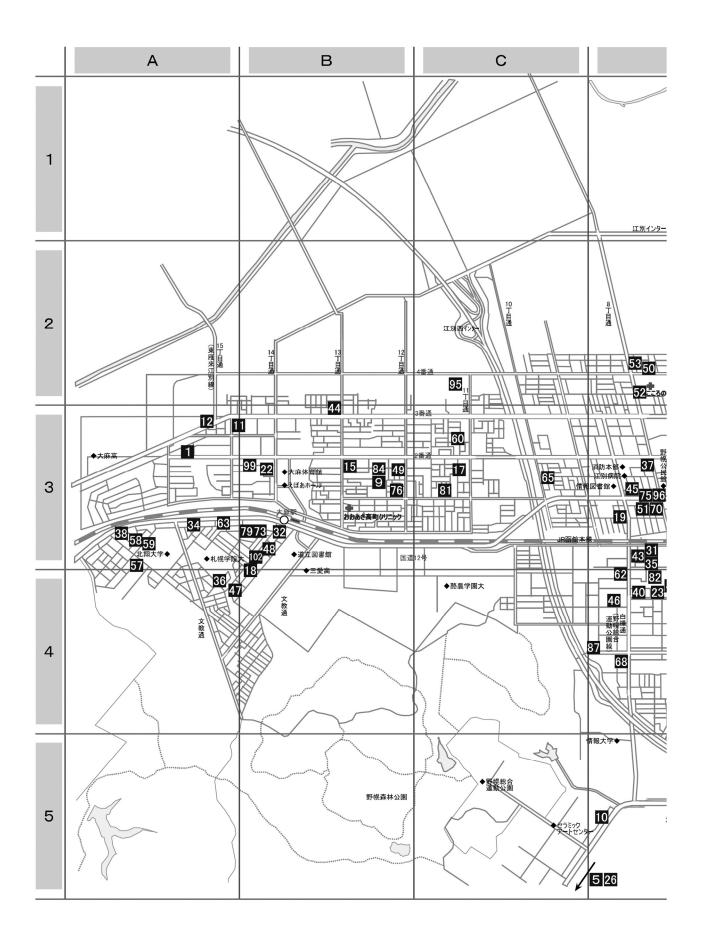
事業所名	ページ	La:	ず ほんごう 図番号 でエリア)	#いかっかい ご 生活介護	施設入所支援	にっちゅういち じ しぇぁ 日中一時支援	たんき Eeうしょ 短期入所	グループ ホーム
えべつ明友荘	51	2	(F5)	0	0	0	0	
ハビタットのっぽろ	51	5	(D5)	0	0	0	0	
江別緑志苑	52	26	(D5)	0	0			
ニルシ	52	5	(D5)	0		0		
ニルシ せいかっかい ご リオス(生活介護)	53	7.	(E4)	0		0		
よるのにじ	53	17	(C3)	0		0		
なでしこ	54	3	(E3)	0				
ななかまど	54	2	(F5)	0				
デイサービスセンター 楓	55	84	(B3)	0				
てまりの華(生活介護)	55	55	(E2)	0				
ちいわら(生活介護)	56	88	(E2)	0				
にほんかいごえべっ 日本介護江別	56	95	(C2)	0				
らいぶ	40	4	(E3)			0		
いきいき(日中一時)	41	1	(A3)			0		
はるケアサービス	41	50	(D2)			0		
スノーバード	42	25	(A4)			0		
グラシアス Gracias	42	76	(B3)			0		
かぜ おか 風の丘	39	66	(D3)			0	0	
きずな 寿 (すまい)	57	53	(D2)				0	0
グループホームフレンド	57	28	(F5)					0
こころの会	58	29	(E2)					0
明生寮	58	30	(E3)					0
ベルシオン/DERA2	59	36	(A4)					0
ケア・クレディ	59	47	(A4)					0
のまる	60	48	(B3)					0
^{ぶんきょう} さと 文京の里	60	59	(A3)					0
はなきりん	61	58	(A3)					0

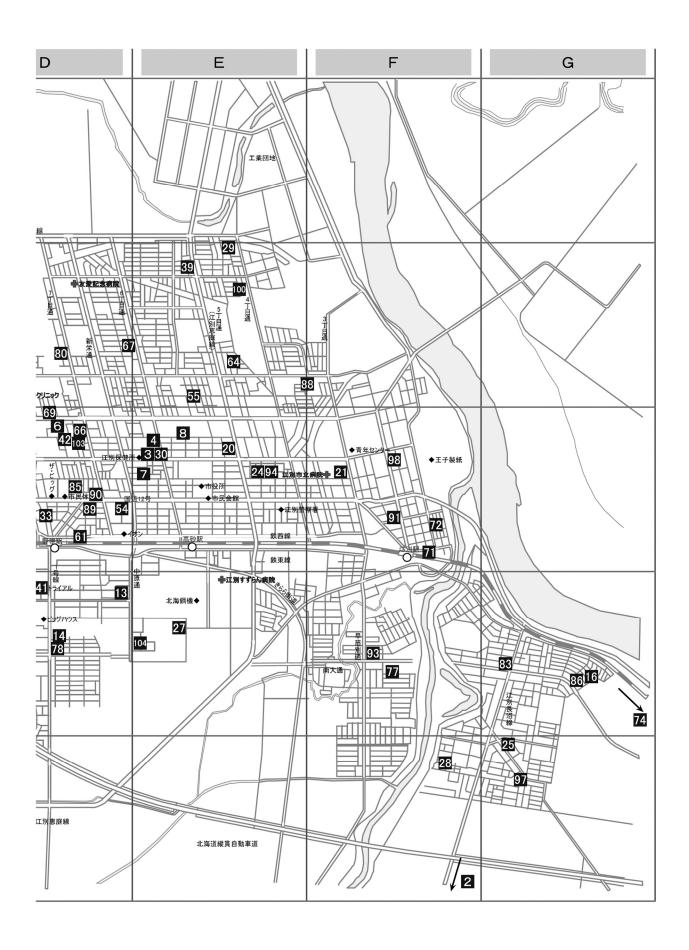
>>> 日中活動とすまい

>>> 就労と作業・余暇

じ ぎょうしょめい 事業所名	ページ	地	すばんごう 図番号 在エリア)	生活介護	しせつにゅうしょ しえん 施設入所支援	にっちゅういち じ し えん 日中一時支援	たんき Estylia 短期入所	グループ
								ホーム
アニズルーム	61	79	(B3)					0
^{まっ} 松ぼっくり	62	85	(D3)					0
あんずの罐	62	55	(E3)	0			0	0
かりんの華	38	55	(E3)	0				
フィオーレ文京台東町	63	73	(B3)					0
ここから	63	97	(G5)					0
ヒルズ生活支援ステーション	64	34	(A3)					0
「なかま」江別(すまい)	64	95	(C2)				0	0
にこ家	65	87	(D2)				0	0
かぜ もとえべっ 風まち元江別	65	10	0 (E2)					0
グループホーム 暁	66	10	2 (B3)					0
グループホームA'u	66	62	(D4)		T	[0

事業所名	ページ	* # M S S N	しゅうろう いこう しえん 就労移行支援	就労継続 以 ¾ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½ ½	就労継続 5 (B型)	しゅうろうていちゃくしぇん 就労定着支援	地域活動 支援センター	せいかつくんれん 生活訓練
こねくと	67	6 (D3)	0		0	0		0
ェコ ecoワーク代々木	67	37 (D3)	0			0		
ェュ ecoワークおおあさ	68	32 (B3)	0					
ジョブクルー(A型)	68	49 (B3)		0				
はみんぐプラザ	69	74 (G4)		0				
「なかま」江別(A型)	69	95 (C2)		0				
コープ・パートナーズ(A型)	70	104 (E4)		0				
リライフ・サポート ひ きと	70	46 (D4)		0				
できる	71	30 (E3)	0		0			
単子工民堂(ほ	71	70 (D3)			0	0		
ェコ のっぽうえきまえ ecoワーク野幌駅前	72	61 (D3)			0	0		
ecoワーク野幌	72	51 (D3)			0			
ecoワーク野幌 しゅうろう あすか(就労)	73	3 (E3)			0			
 サニースポット	73	38 (A3)			0			
かたつむりの舎	74	52 (D2)			0			
エール	74	62 (D4)			0			
にわとりランド	75	63 (A3)			0			
アルブル NOW	75	71 (F3)			0			
NOW	76	72 (F3)			0			
スマイル・ミー & 葉 にゃんこ	76	60 (C3)			0			
がた ジョブクルー(B型)	77	93 (F4)			0			
すた一りす	77	86 (G4)			0			
がた わらいち・わらわら(B型)	78	88 (E2)			0			
きずな	78	53 (D2)			0			
ジャパニケア江別	79	91 (F3)			0			
みらくるジャンプ	79	68 (D4)			0			
がぜ 風まちスタジオ	80	103 (D4)			0			
カムカム	80	23 (D4)			0			
りんご広場	81	35 (D3)			0			
^{ち かっ} あすか(地活)	81	35 (D3)					0	





資料8 用語解説

あ行

医療的ケア(いりょうてきけあ)

人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある方に対して、医師や看護師のほか、保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケアのことです。

インクルージョン (いんくるーじょん)

本来「包含、包み込む」ことを意味しますが、教育及び福祉の領域においては「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています。

か行

強度行動障がい(きょうどこうどうしょうがい)

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態です。

高次脳機能障がい(こうじのうきのうしょうがい)

脳卒中や交通事故等による脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語、記憶、注意や情緒といった認知機能に起こる障がいです。

こころのバリアフリー教室(こころのばりあふりーきょうしつ)

障がいのある方への理解を深めるため、出前講座で小中学生を対象に、車いすや白杖を使った障がい疑似体験や介助体験を行い、障がいへの理解を深める教室のことです。

個別支援保育(こべつしえんほいく)

申込みをする年度の4月1日現在で満4歳以上の障がいのある児童を対象に、保育所や認定 こども園で実施する保育のことです。

さ行

指定難病(していなんびょう)

平成 27 (2015) 年 1 月 1 日から「難病医療法」が施行され、厚生労働大臣が医療費の助成や障害福祉サービス等の受給対象として指定した難病です。施行当初は 110 疾病でしたが、令和 5 (2023) 年 7 月現在では 338 疾病に拡大されています。

児童福祉法(じどうふくしほう)

戦後、困窮する子どもの保護や救済と共に、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、昭和22(1947)年に制定された児童福祉の基盤となる法律です。社会の変化にあわせて改正を重ね、様々な問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや、保育所における保育サービス、障がい児に対する通所系サービス等が、この法律に基づき実施されています。

社会的障壁(しゃかいてきしょうへき)

障がいのある方が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的制度や慣行のことです。平成 5 (1993) 年 3 月に政府が策定した「障害者対策に関する新長期計画 – 全員参加の社会づくりをめざして – 」の中で、障がいのある方を取り巻く4つの障壁(物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁)があるとされました。

重症心身障がい児(じゅうしょうしんしんしょうがいじ)

重度の肢体不自由と知的障がいが重複している状態のことです。その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。

障害者差別解消法(しょうがいしゃさべつかいしょうほう)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律で、令 和6(2024)年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある方への合 理的配慮の提供が義務化されます。

障害支援区分(しょうがいしえんくぶん)

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことです。市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、認定を行います。「区分 1 」から「区分 6 」の 6 区分が定められています。

障害者基本法(しょうがいしゃきほんほう)

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めるとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある方の福祉を増進することを目的とする法律で、昭和 45(1970)年に制定され、社会の変化にあわせて改正が重ねられています。

障害者総合支援法(しょうがいしゃそうごうしえんほう)

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するため、平成 24 (2012) 年 6 月に障害者自立支援法を改正する形で 公布され、平成 25 (2013) 年 4 月から施行されました。制度の谷間のない支援をするために障がい 者の定義に難病等を追加するなどの見直しがされています。

障害福祉サービス(しょうがいふくしさーびす)

障害者総合支援法に基づき提供される自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」の各種サービスのことです。

障害福祉サービスを利用する場合、市町村に申請し市町村は福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。支給決定を受けたら、サービス事業者(指定事業者または指定施設)と契約を交わし、サービスの提供を受けます。

自立支援協議会(じりつしえんきょうぎかい)

障害者総合支援法に基づき、市町村が設置するものです。この協議会は、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉関係者、障がい福祉関係団体の代表者等から構成されています。

身体障がい者(しんたいしょうがいしゃ)

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がいがある18歳以上の方で、都道府県知事から 身体障害者手帳の交付を受けた方です。

障がいの種別として、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能 (心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能及び免疫機能) の障がいがあります。

精神障がい者(せいしんしょうがいしゃ)

精神障がい(統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患)を有する方のことです。

成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

認知症の方や、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理 (預貯金の管理、遺産分割等財産に関すること)や身上保護(介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所等の生活に関すること)について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思を出来る限り生かしながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。平成 12 (2000)年4月の民法改正による禁治産・準禁治産制度に代わり制度化されました。

た行

地域生活支援事業(ちいきせいかつしえんじぎょう)

障がいのある方が、その有する能力・適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)とは別に、地域や利用者の実情に応じて都道府県や市町村が独自に実施するものです。

知的障がい者(ちてきしょうがいしゃ)

知的障害者福祉法では明確な規定はありませんが、厚生労働省調査(平成 12 (2000) 年度)により、「知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

通級指導(つうきゅうしどう)

通常学級に在籍する障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常学級で行いつつ、 障がいに応じた個別の指導を「通級指導教室」という特別の指導の場で行う特別支援教育の形態 の1つです。

特別支援学級(とくべつしえんがっきゅう)

特別支援学級は、小・中学校に知的障がい、肢体不自由等、障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級で、障がいに応じた特別な教育を行います。

な行

難病(なんびょう)

発病の仕組みが明らかでなく、かつ治療法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもののことです。難病医療法の施行により、厚生労働大臣の定めた指定難病が医療費助成や障害福祉サービスの対象となっています。

農福連携(のうふくれんけい)

障がいのある方の農業分野における就労及び就労訓練のことで、障がいのある方の工賃水準の向上や農業の支え手の拡大など、「農業」と「福祉」が連携することでそれぞれの課題解決を図る取組です。

ノーマライゼーション (のーまらいぜーしょん)

障がいのある方や高齢者等を含む全ての方が、住み慣れた地域で通常の生活を営み、活動できる 社会づくりのことです。

は 行

発達障がい(はったつしょうがい)

自閉症や高機能自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳の機能の障がいによって起こるものです。

バリアフリー (ばりあふりー)

障がいのある方が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを除去することです。

道路、建物、交通手段等物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、 心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、全ての人が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

PDCAサイクル (ぴーでぃーしーえーさいくる)

計画の立案から評価に至るまでの過程として、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、 改善(Action)のサイクルとして表したもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

法定雇用率(ほうていこようりつ)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定しており、民間企業や国、地方自治体等は、一定以上の割合にあたる障がいのある方を雇用する義務があります。なお、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日から精神障がい者も含まれます。

ボランティア (ぼらんてぃあ)

自発的に社会公益活動を行う方々やその活動そのものを示します。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動があります。

ま行

モニタリング (もにたりんぐ)

障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、支給決定期間内に利用状況を確認し、利用の結果、心身の状況、環境や本人の利用の意向等を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行うことです。

や行

要約筆記(ようやくひっき)

聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のことです。ノートやホワイトボードに手書きしたり、パソコン等を使用してスクリーンに映したり

して行います。

ら行

ライフステージ (らいふすてーじ)

人の一生における「幼年期」、「児童期」、「青年期」、「壮年期」、「老年期」等に分けた、それぞれの段階のことです。

【用語解説の参考資料】

厚生労働省(障がい者福祉)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/厚生労働省のホームページで、障がい福祉に関する法令や制度、各種施策などの情報を掲載しています。

北海道(障がい者保健福祉課)

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm

北海道のホームページで、障がい福祉に関する各種研修や相談窓口などの情報を掲載しています。

江別市 (障がい福祉課)

http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/6/34/

江別市のホームページで、障がい福祉に関する各種助成制度や手続きなどの情報を掲載しています。

江別市自立支援協議会

https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/fukushi/15809.html

協議会の活動や、参加されている事業所などの情報を掲載しています。江別市福祉事業所ガイドブック「えべっつなび」のPDF版も掲載しています。

WAM NET (ワム ネット)

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトで、障害福祉サービス事業所などの情報を掲載しています。

障がい者支援・えべつ21プラン

第7期障がい福祉計画 (令和6 (2024) 年度~令和8 (2026) 年度) 第3期障がい児福祉計画(令和6 (2024) 年度~令和8 (2026) 年度) 令和6 (2024) 年3月発行

編集 江別市障がい福祉計画等策定委員会

発 行 江別市健康福祉部

住 所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

電 話 011-381-1031

FAX 011-381-1073